

目 次

**「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。**

出席議員	2
第 1 会議録署名議員の指名	4
第 2 一般質問	
鈴木晴子 議員	4
1 産前・産後の母親を支える環境の整備について	
2 新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備について	
安田知己 議員	2 1
1 高齢者ドライバーへの支援について	
2 歯と健康について	
木村範雄 議員	3 6
1 インフルエンザ予防接種の助成について	
2 職員の福利厚生及び適正な支援について	
3 町長の目指すべき利府町について	
土村秀俊 議員	5 4
1 教育行政について	
2 不登校児童生徒への対応について	
3 地元中小事業者へのコロナ経済対策について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（17名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
8番	伊勢英昭君	9番	安田知己君
10番	木村範雄君	11番	土村秀俊君
12番	高久時男君	13番	及川智善君
14番	永野渉君	15番	遠藤紀子君
16番	渡辺幹雄君	17番	鈴木忠美君
18番	吉岡伸二郎君		

欠席議員（1名）

7番	羽川喜富君
----	-------

説明のため出席した者

副町長	櫻井やえ子君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木則昭君
秘書政策室長	鎌田功紀君
財務課長	後藤仁君
税務課長	折笠ゆき江君
町民課長	鈴木真由美君
生活安全課長	郷家洋悦君
保健福祉課長	伊藤文子君
子ども支援課長	鈴木義光君
都市整備課長	鈴木喜宏君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	嶋正美君
上下水道課長	名取仁志君

令和2年12月定例会会議録（12月8日火曜日分）

オリンピック推進室長 兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長	佐藤浩幸君
収納対策室長 兼収納整理班長	鈴木啓義君
文化複合施設推進室長	近江信治君
会計管理者兼会計室長	菅野勇君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	宮本利浩君
教育総務課長	鈴木久仁子君
生涯学習課長	大谷浩貴君
代表監査委員	宮城正義君

事務局職員出席者

事 務 局 長	庄司英夫君
主 幹	大枝大将君
主任主査	姉崎裕子君
主 事	小幡和弥君

議 事 日 程 （第2日）

令和2年12月8日（火曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和2年12月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

会議規則第2条の規定により、7番 羽川喜富君から欠席届が提出されております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、13番 及川智善君、14番 永野 渉君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

3番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

〔3番 鈴木晴子君 登壇〕

○3番（鈴木晴子君） 皆様、おはようございます。3番、公明党の鈴木晴子でございます。

本定例会には2点にわたり通告いたしております。通告順に質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1、産前・産後の母親を支える環境の整備について。

近年は核家族化し、自分の親等の親族から離れたところで妊娠・出産することが増えてきております。様々な事情を抱え、親を頼ることができない妊産婦も少なからずいるのが現状であります。妊娠・出産・子育てを家庭のみに任せるのではなく、様々な関係機関や人が支援し、産前・産後の母親を支える環境の整備が求められております。

そこで、町の考えをお伺いいたします。

（1）出産した母親の約10人に1人が産後鬱を経験しているとのデータがあり、コロナ禍によりその数字が2倍になっていると専門家は指摘しております。産前・産後の母親を支援する産前・産後サポート事業の町の取組についてお伺いいたします。

（2）令和元年12月に母子保健法が改正され、産後ケア事業が市町村の努力義務とされました。町も第2期子ども・子育て支援事業計画で産後ケア事業を推進するとしております。今後の取組をお伺いいたします。

（3）気仙沼市では、ファミリーサポートセンターの事業として産後ママ応援事業を実施しております。出産後すぐの利用や利用料の助成等を行っておりますが、町としても検討してはどうでしょうか、お伺いいたします。

（4）産前・産後の母親をすぐ近くで支えることができるのは、一番身近な父親であります。1991年に育休制度が法制化され、間もなく30年となりますが、厚生労働省によりますと、男性の育児休業取得率は2019年度で7.48%と低い割合にとどまっております。家庭における父親の育児参加や育休取得の促進に向けて、どのような取組を行っているのかお伺いいたします。

2点目、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備について。

国は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱を策定いたしました。令和3年度前半までに全国民に提供できる数量を確保することを目指し、国民への円滑な接種を実施するため必要な体制確保を図ることとしております。また、仮に、来年初頭に新型コロナウイルスワクチンの供給が可能になった場合、速やかに住民に対する接種を行うことも想定されるため、開発動向等も見据えながら、実用化された際は早期に接種を行うことができるよう、あらかじめ準備を進めていく必要があるとしております。

そこで、実施要綱に基づく町の新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備についてお伺いいたします。

（1）ワクチン接種の準備に当たっては、予防接種業務の所管課が想定している通常の業務量を大幅に上回ることが予想されます。全庁的な業務体制の整備が必要となりますが、町の考えをお伺いいたします。

（2）市町村において想定される業務として示されている以下の項目について、町の考えをお伺いいたします。

①医師会等と連携し、円滑なワクチン接種の実施体制に必要な医療機関の確保について。

（2）医療機関以外での接種実施体制の確保について。

（3）住民への接種勧奨、個別通知について。

④住民からの問合せや相談の体制整備について。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、産前・産後の母親を支える環境の整備について、2、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備について、いずれも副町長。副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） 皆さん、おはようございます。

3番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の産前・産後の母親を支える環境整備についてお答え申し上げます。

まず、（1）の産前・産後サポート事業についてでございますが、本事業は、妊産婦が抱える妊娠・出産・育児に関する悩み等について一括した相談支援等を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的として実施される事業であります。

本町では、妊娠から子育てに関する様々な相談につきましては、現在保健福祉センター内に設置している子育て世代包括支援センターにおいて、専門員が電話や訪問等により妊産婦一人一人に寄り添った支援を行っております。また、昨年度は、地域での子育てに関する理解者を増やし、子育て支援の推進を図ることを目的に、各地区の保健協力員を対象に祖父母教室を開催したところ大変好評であったことから、本年度から地域での出前講座のメニューに祖父母教室を加えたところであります。一人でも多く子育てに関する理解者や支援者を増やし、妊産婦等の孤立感の解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、（2）の産後ケア事業についてでございますが、現在本町では、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業を実施しておりますが、昨年12月に母子保健法が改正され、産後も安心して子育てができる支援体制の確保として、産後ケア事業が市町村の努力義務とされました。産後ケア事業については、宿泊型、通所によるデイサービス型、自宅に赴くアウトリーチ型の3つの形態がありますが、本町におきましては、来年度より自宅に赴くアウトリーチ型の産後ケアをスタートしてまいりたいと考えておまして、現在準備を進めているところであります。事業の内容といたしましては、産後に心身の不調や育児に対する不安等がある方を対象として、助産師が対象の自宅を訪問し、産婦や新生児に対する保健指導や授乳指導などを行うなど、個別にきめ細かい支援を行うものであります。

次に、（3）の産後ママ応援事業についてでございますが、議員御承知のとおり、これは気仙沼市が独自に実施している事業で、従来のファミリーサポートセンター事業の活動内容である短時間の預かり、また、保育所や習い事への送迎などに加え、市独自の取組として、利用会員の自宅へ協力会員が出向き、沐浴などの育児の手伝いや母親が家事をしている間の赤ちゃんの見守りなどを行う事業だと伺っており、産後の支援策としては大変有効な事業だと認識しているところであります。

令和2年12月定例会会議録（12月8日火曜日分）

本町が現在実施しているファミリーサポートセンター事業は、国の要綱に基づき、短時間の預かりや保育施設等までの送迎を相互援助活動として実施しており、また、対象を生後2か月以後の乳児としております。現在のところ、気仙沼市と同様の事業は実施できませんが、今後課題の整理を行った上で、産後の母親の不安を少しでも軽減できるようファミリーサポートセンター事業の支援活動の拡大を検討してまいりたいと考えております。

次に、（４）の父親の育児参加や育児休暇の取得促進についての取組についてでございますが、本町では、母子健康手帳交付時や新生児訪問等において、男性の育児休暇取得と母親の育児負担の軽減、精神的サポート等の重要性についてお伝えし、父親の育児への参加を促しております。また、新たに父親、母親となる方を対象に開催しているプレパパ・プレママひろばでは4割が御夫婦での参加となっており、父親として必要な知識の習得や沐浴体験をしていただくなど、男性の育児参加の推進に努めているところです。

来年の4月から現在の子育て世代包括支援センターの機能と子育て広場や児童虐待など、妊娠から出産、子育てまでの総合的な窓口として、子ども家庭センターを設置し、家庭や地域、関係機関と連携を図り、安心と喜びを感じながら子育てできるよう、子育て支援に総合的に進めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備についてでございますが、（１）と（２）とは関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、新型コロナウイルスワクチンの予防接種業務実施のための町の業務体制についてでございますが、今年の10月23日付で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱が国から示されております。都道府県と市町村の役割分担が明記されており、県の役割としては、地域の卸売販売業者との調整や市町村事務に係る調整を行うこととされており、町の役割としては、医療機関等への委託契約、接種費用の支払い、住民への接種勧奨等を行うこととされております。

しかしながら、ワクチン接種が可能な医療機関等の体制確保や接種対象者の優先順位、住民からの相談に対する体制につきましては、いまだ国において詳細が決定されていない状況であります。今後、国の動向を注視するとともに、方針が示された段階で町の協力体制を整備し、事業実施に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、1点目から再質問させていただきます。

産前・産後サポート事業のほうでございますが、日本の今までの周産期医療は、お母さんと

赤ちゃんの命を守ることが最重要課題でありました。1974年には児童福祉法、1965年には母子保健法が成立し、様々な関係機関の連携や努力によりまして、現在では周産期死亡率、新生児死亡率など、母子保健の指標で世界一を誇るまでになりました。世界で最も安全にお産ができる国となりました。

しかし、その一方で、妊産婦のメンタルヘルスの危機を示す事実が次々と明らかになってきていると、日本産婦人科医会の相良常任理事は訴えております。メンタルヘルスの危機で最も大きな影響があるのは、児童虐待や妊産婦の自殺になります。様々な調査によりますと、妊産婦の死亡原因のトップが自殺ではないかと危惧されているところでもあります。このような現状からも、この背後には不安を抱えた妊産婦が相当数いると考えられると思います。その実態の把握と早期介入の必要性が急務になっているところでもあります。お母さんの心へ寄り添う支援が本当に必要なときになっております。

このような中、国では、昨年12月、母子保健法を改正し、妊娠期から出産後まで切れ目なく支援することにさらに力を入れて取り組む姿勢を明らかにいたしました。国の示しました産前・産後サポート事業の1つとして、相談体制の充実となっております。本町としても子育て包括支援センターを設置いたしまして、大分その部分は充実してきているところというふうに思っております。

さらなる取組といたしまして、妊産婦をサポートする人を募集していつてはどうかと思っております。国は、この部分の子育て経験者やシニア世代の方をお願いしてはどうかというふうにこの事業の中でも言っております。町でも祖父母教室を行い、大体拡大はしてきている、そのような年代の方にそのような考えを拡大してきているところではありますが、人的な支援の体制としてそのような方々を募集することが大事ではないかなと思っております。母子の保健水準向上のための国民運動計画健やか親子21の展開にあっても、住民参加や住民組織活用が期待されているところでもあります。町には保健協力員さんがいらっしゃいますが、そのような方の中から、そのような妊産婦を応援したいと思っている方もいらっしゃるのではないかとこのように思います。そのような体制を整備していつてはというふうに思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

サポート体制の整備の1つとして保健協力員の方々のサポートをとというような御質問だったと思うんですが、保健協力員さんの中でも、確かに、2年任期ではあるんですが、複数年にわ

たって保健協力員として御活躍いただいている方もいまして、その中には、やはり地域貢献ということでそういうサポート事業をやってみたいというような御意見をいただく方もいます。

ただ、しかしながら、保健協力員の推薦につきましては、地区の区長さんが推薦をされるんですが、どうしても地区的に2年任期で終わってしまう地区もございまして、なかなかそこら辺のまとまりがつかないような現状になっておりまして、将来的には、保健協力員さんないし、そういう妊産婦さんに対しての産前・産後のサポートをする方々の養成というのは必要になっていると思うんですが、保健協力員さんについては今後ちょっと課題とさせていただきます、今後検討していきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） すぐに保健協力員の皆様にこの新しい事業というのは大分負担になるかなというふうに思いますので、希望される方というふうには思いますけれども、他自治体では、大分昔から母子保健推進員というものを置いて、妊婦、産婦の訪問を行っている自治体もあります。そういう面では、地域の皆様とともに地域の子供を守っていくという姿勢を、町としてもそのような体制を整えてもらいたいなというふうに思うんですけれども、先ほどファミサポのほうもお話はしましたけれども、ファミサポの中でも、やはり子供を守っていききたいというふうな思いでいる方々も多いのではないかと思います。そのファミサポで協力員となっている方の中から、また、このような町として新しいものをしていきたいというときに、その方々に募っていくというふうな考えもあるのかなというふうに思いますので、そのような部分も検討していただきながら、ぜひ体制を整えていっていただきたいと思っております。

次に、この産前・産後サポートの中で大事なものは、関係機関との連携になってくるのかなというふうに思っております。そういう面で、一番大事なのが医療機関との連携なのではないでしょうか。東京情報大学の市川准教授は、妊産婦のメンタルヘルスの支援や関係機関連携について、医療機関との連携は重要なポイントとしております。その際、ツールの様な様式を作成することの必要性を訴えておりました。町でも医療機関とは連携しているかと思っておりますけれども、このような様式を用いての連携を今後進めていくべきではないかというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

共通の様式ということでございますが、医療機関と二市三町につきましては、妊産婦さんに対しての連絡するための共通様式はございますが、最初からチェックシートみたいな形での連

絡様式というのは今のところないような状況になっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 医療機関の先生によっては、この人は大丈夫とか、大丈夫ではないというふうな判断が先生の考えで大分違ってくるのかなと思うと、やはりそのような、このような方は連絡してくださいというようなものを、しっかりと町のほう、また、二市三町でしっかりと整えていくことによって、困っている妊産婦を救い上げていくことができるのではないかと、いうふうに思いますので、その辺、二市三町で体制を整えるようなことを町のほうから呼びかけることはできないものなのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

今後、二市三町の母子担当の会議というのもございますので、共通の様式が必要かどうかということも含めまして検討していきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 取り残すことのないように、ぜひそのような体制を整えていただきたいと思っております。

次に、（2）の産後ケア事業のほうに行きたいと思っております。

産後は睡眠不足や慣れない子育てなど、家族だけでは解決できにくい問題が発生するときであります。核家族化により母親への負担はさらに増えていっているところであると思っております。

町はアウトリーチ型で行っていくというふうなことをございしましたが、今後の展開として、宿泊型やデイサービス型が必要になってくるかとは思っております。ただ、この宿泊型やデイサービス型というのは、やはり人的な部分の体制をつくるのが、町単独では大分難しいものかなというふうに思います。そういう面では、やはり広域的な連携により進めていくことが大事ではないかというふうに思います。このような部分、先ほども呼びかけていたらというふうには言いましたけれども、こちらもしっかりと、子育て先進地の利府町として、他自治体に声かけをして、二市三町で広域的に進めていってはというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

数年前から産前・産後の事業につきましては、二市三町の衛生研究会の中で検討はされているところをございしましたが、今年度はコロナ禍がありまして、二市三町の衛生研究会が1回も

行われておりません。それで、紙面での会議というのは1回ほど持っていたところがございますけれども、やはり議員さんが御提案されているように、やっぱり広域的な産婦人科との連携というのが必要になってくるのがデイサービス、それからショートステイの分になると思いますので、町内に1か所産婦人科がございますけれども、1か所で引き受けていただけるかどうかというのも、まだちょっと今の段階では分からない状況ですし、なるべく広域的な部分で二市三町が協力できるような体制づくりを病院のほうに持ちかけていきたいなと思っておりますので、今後も二市三町の衛生研究会のほうで話をしていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ぜひ体制整えていっていただきたいと思っております。

産後、大変なことの1つに、やはり家事があります。その家事の手伝いや産後のお母さんの心に寄り添って支援してくれる産後ドゥーラという資格があります。産後鬱の防止や児童虐待防止などを目的としまして、出産前後の女性をあらゆる角度から支援する方になっております。丸森町では、地域おこし協力隊として活躍していた方がこの資格を取得しまして、今は丸森町内の会社で産前・産後支援の事業の担当をして活躍しております。このような考えもありますので、地域おこし協力隊、今は梨の支援でやっておりますけれども、また別な角度で地域おこし協力隊を募集していくこともできるのかなというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

産後ドゥーラにつきましては、また新たな職ということで期待されている部分があるというふうに思っております。協力隊によるものにするかどうか、今後、町の課題として検討させていただきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 梨のほうも本当に頑張っているんで、この丸森の方も本当に意欲的な方で、町のために頑張りたいとして大分子供たちを守ってくれているようですので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

産後ケアですけれども、こちら実際事業の対象となる方というのは、アセスメントされた方のみの支援となっているところではありますが、やはり支えてもらいたいのは、どんなお母さんも支えてもらいたいのではないかなというふうに思うんですけれども、希望した方全員が参加できる産後ケア事業が必要ではないかというふうに思っております。そういう面では、子育て

世代包括支援センターでできる産後ケア事業、全員対象というものを検討してみてもというふうに思います。実際、気仙沼市でも産後のボディーケアというふうな形でやったりしているところもありますので、今後の展開として、子育て包括支援センターの中で何かそういうものができないものなのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

まずは、子育て包括支援センターで行う産後ケアの事業につきましては、議員さんおっしゃっているとおり、ある程度町のほうで育児不安や身体的な部分での不調を抱える産婦さんに対して、おおむね1年ぐらいお母さんとそのお子さんをフォローさせていただくということがまず第一の目的ではございますが、そのほかに、やはり希望した産婦さんといいますか、全員に対しての事業というのも、先ほど副町長の答弁にもありましたとおり、来年の4月から、現在の子育て包括支援センターの機能と、それから子育て広場、児童虐待、それから、あと総合的な拠点として子ども家庭センターを設置する予定でございますので、またそのPRを含めて、親しみのある、誰でもが相談がしやすいような場所として認知できるようにPRとかも必要になってくると思いますし、そういう事業も順次考えてまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 子育て世代包括支援センターが大分充実してきているところ、本当に町が頑張っているところすばらしいなというふうに思っております。児童虐待に対しても真摯に取り組んでいっている姿、本当に感謝申し上げます。そのような面で、ぜひ産前・産後のお母さんを守る事業もさらに拡大していただきたいと思います。

続きまして、（3）のファミサポの充実のほうに行きたいと思いますが、すばらしい事業であるけれども、ちょっとまだ検討段階、検討していきたいというふうな話ではありましたが、ファミサポは、やはり利用者のなかなか伸び悩みがある中で、やっぱり気仙沼でも全く同じ状況で伸び悩みがあったというふうにおっしゃっておりました。そういう中で、この事業を始めたところ、何と産後のお母さんの利用が10倍になったというふうに。その10倍の次に、その10倍になった数のまた今度は倍になったという、年度おきに、大分利用者が増えてきているところで、その背景には、実は、市長の、ちょっと今日町長いないのであれなんですけれども、市長の考えが大分大きく反映されていると伺いました。出生率1.9を目指して、市一丸となって何とか市長の思いを達成したいんだという思いが本当に職員の皆さんから伝わってまいりました。そういう中でこの事業の展開に至ったということで、やはり子育てするなら利府町と言っ

ている利府町が単独の事業を気仙沼でやっているというふうな言い方ではなく、やはり利府町としてもぜひこれは産前・産後、特に産後のお母さんを守るという、地域の皆さんと守っていくという、もう既にその組織があるわけですから、その組織の中を少し変えるだけでこのお母さんたちを守ることができるので、本当に早急に検討していただきたいと思います。本当でしたら町長に伺いたいところなんです、副町長のほうからお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） 鈴木議員の御質問のほうにお答えいたします。

この事業につきましては、今回議員のほうからお話をいただきまして、我々も内容について勉強させていただきました。大変有効な事業であるというふうに私も認知しているところです。これから課題整理ということなんですけれども、ぜひとも前向きに取り組んでいきたいと思っておりますけれども、課題整理ということで、これまでは協力会員のお宅に預かるということでファミリーサポート事業は進んでおりましたけれども、今回は反対に、会員のお宅に今度は訪問するということになりますので、そういうところの利用者の方がそれをいいとするのか、そういうところも整理をしていかななくてはいけないと。

それから、実際にもう今ファミリーサポート事業で様々な支援は行っているのですが、メニューの1つとして上げるのは、前向きに本当に検討できる内容かなというふうには思っておりますので、ぜひ、すぐに来年4月とはちょっとなかなか申し上げられませんが、我々も内容については研究させていただいて、大変産後のお母さん方には有効的な事業でありますし、本当に気仙沼の取組については、我々もぜひ勉強させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 大分前向きな答弁で本当にうれしく思いますが、気仙沼のほうでは、たったの6か月でこの準備をしたというふうに、本当に勢いの、職員の皆さん、本当に勢いがある方々で、何とかお母さんたちを守りたいという思いで、たったの半年でやったということだったので、ぜひ利府町にも期待したいなというふうに思います。

次に、（4）番の父親の育児参加のほうに行きたいと思えます。

家事や育児の負担が女性に偏る現状を変えなければ、少子化に歯止めはかけられないと思います。男性が主体的に家事、育児に関わる環境を急がなければならないと思っております。

さきにも述べましたとおり、産前・産後のお母さんを取り巻く環境は、お父さんによる積極的なサポートが本当に必要になっております。国は、男性の育児参加を促すために、妻の出産

直後の夫を対象とした新たな休業制度を創設する方針を固めました。産休制度の父親版と言える措置であります。育児休業よりも休業中の給付金を手厚くし、家計の収入減を抑えることも検討しております。来年、育児・介護休業法などの改正を提出する方針でいるというふうなことでございました。国も制度を変えてこの課題に取り組もうとしております。社会全体で意識を変えなければならないときだというふうに思っております。

先ほど町のほうの育児参加の取組としましては、プレパパ・プレママひろばでそのような声かけを行っているというふうなことでございましたが、やはりこのとき、本当にお父さんも来ていただいているという部分では、このときの呼びかけは本当に大事なかなというふうに思います。そのときにお渡しする書類の中に、ぜひ入れていただきたいものがあるんですけども、男性の育児参加を促進している団体で、ファザーリング・ジャパンというところがありますが、そのところが出している新しい妊娠出産環境を整えるためのチェックリストというふうなものがあります。ぜひこのようなものを活用しながら、男性の育児参加や育休取得について、来ていただいた方、または、何らかの形で、母子手帳交付のときであったりだとか、そういうようなときを使いながら、そのようなものもお渡ししていくのも大事なかなというふうに思いますけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

答弁にもありましたように、プレパパ・プレママひろばで夫婦の御参加が非常に多いということもありますが、そのほかに、母子健康手帳交付のときに、パパトライという冊子を差し上げていまして、その中にも、仕事も育児も大切にということで、パパのお役立ち情報というような形でワークバランスのことについて書いた資料等もお配りしているのが今の現状でございます。

議員御提案のファザーリング・ジャパンさんのチェックリストにつきましても、非常に中身がチェックしやすい、夫婦でいろいろ考えやすいような中身になっておりますので、今後、プレパパ・プレママひろばとか、御夫婦で御参加いただけるような事業があった際には活用させていただきたいなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） このチェックリストはコロナ禍のほうも対応している部分で、本当に最新のもので、ぜひ活用していただきたいと思います。

そのファザーリング・ジャパンでございますが、こちらはイクボス宣言をする団体を増やす

取組も行っているところでございます。このイクボス宣言は、全国自治会においても平成28年に全体で宣言していたり、また、県内では富谷市や仙台市がしているところでございます。イクボスというのは、部下や同僚等の育児や介護、ワークバランスなどに配慮・理解のある上司をイクボスというふうにしておりまして、しっかりと部下のキャリア人生を応援しながら組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司というふうになっております。このイクボス宣言をしっかりと町としてもして、育児参加やそういうふうなものに取り組んでいける人を増やしていくというふうなものも大事ではないのかなというふう思うんですけども、これは町長に聞いたかったところなので、副町長、お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 副町長、いい。副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） 鈴木晴子議員にお答えいたします。

イクボス宣言については、全国的にもいろんな自治体の首長さんたちが入っているということも認識はしているところでした。利府町においても、職員の育児休業の取得とか、育児参加とか、そういう点では前向きに進めていかななくてはいけない事業ですので、こちらのほうの内容をちょっともう少しこちらのほうでも調査させていただいて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） やはり上司が理解していく中で部下も動いていくことができるのかなというふうに思うんですけども、イクボス同盟というものもあります。こちらは、このファザーリング・ジャパンと実は宮城県知事が発起人となってその同盟をつくっているところでございます。新しい時代の理想の上司のイクボスを育てていこうとする企業・団体のネットワークとなっております。日本で一番、働きたくなる街みやぎということ合言葉にして、働き方改革や働きやすい職場づくりを推進していくことを目的としております。県内の企業も多く参加しているところではありますが、自治体では多賀城市や加美町なども加入しております。イクボス宣言もそうなんですけれども、この県知事も言っているイクボス同盟にもしっかりと、同盟に参加しながら、町のほうでも子育てにしっかりと取り組むお父さんを増やしていく取組をというふうに思いますけれども、こちら、すみません、副町長をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） みやぎイクボス同盟ということで知事も参加をしながら進めているというふうなお話です。これについては、本当に役場をはじめ、各企業の方々にもやはり内容をきちんと理解していただいて、これに参加しながらいろいろやっていけるメリット、多分た

くさんあると思いますので、もう少し町としても積極的に、こちらのほうについては内容のほうをもう少し勉強させていただいて、できる限り可能な範囲の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） このファザーリング・ジャパンの方に伺ったんですけれども、今年の2月に男性の育児参加について町で講習会を行う予定だったというふうに伺っておりました。コロナでできなかったというふうな話を伺ったんですけれども、これは今後も継続していくことが大事かなというふうに思いますが、町のほう……ファザーリング・ジャパンの方の間違いかな、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） 御質問なんですけれども、今年の2月というのは令和元年度……今年ですよ。ちょっと、4月以降総務課長をしておりますけれども、ちょっと引き継ぎ等なかったんで、その事実等についてはちょっと把握していない状況でございます。そういうふうな計画があったとすれば、コロナ禍で実現しなかったということで、研修としては必要性は考えておりますので、同様の研修かどうかは、実現するかどうか分かりませんが、男性の育児休業等をよく、御質問の趣旨に沿った取組は組織としては必要性を感じておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） すばらしい、ファザーリング・ジャパンの方、本当に男性の育児参加を目指して物すごく精力的に活動している団体ですので、ぜひ町とも太いパイプをとというふうに思います。

それから、9月の予算委員会でも質問がありまして、町の中の取得率はどうなのかというふうなことで、昨年度は5人が対象だったけれども、実際取得できなかったと。今年度は1人という、何か受けたいという、そういうふうな部分で、やっぱり休むとその分やはり給料も減るというふうな部分とかいろいろ、取る方もいろいろな負担があるのかなというふうな思いでは大分難しい問題ではあると思うんですけれども、育休取得をしなくてもノー残業デーを設けるなどのその方に対する配慮、職場環境の配慮をするというふうに伝えるというふうな答弁では、予算委員会のおきではあったんですけれども、具体的にその方をしっかりと守るような方策的なもの、何か考えたのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） お答えいたします。

本町におきましては、利府町次世代育成支援特定事業主行動計画というものと、あと利府町女性活躍推進特定事業主計画というものを、計画を制定いたしまして、男女問わず、仕事と子育ての両立の支援に取り組み、あわせて、仕事と生活の調和、ワークライフバランスが取れた働き方を実現するというので、行動計画を策定して取組を進めているところでございます。その中におきましては、男性の子育て目的の休暇等の取得の促進であったりとか、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備等を掲げて、職場一丸となって取組を進めているところでございます。育児休業、男性の場合ですと、どうしても奥さんの出産というその時期がはっきり分からないというか、男性が申告して初めて分かるような状況でございます。そういうことで、その配偶者の出産の予定等の情報収集に努めるとともに、対象の職員がいる場合は、制度の内容等を個別に説明して取得を促している状況でございますが、ただいま議員がおっしゃったとおり、どうしても長期になりますと給料の面で減額等の措置も出てくるというふうなことがあって、なかなか取得しづらいような、長期はしづらいような状況になっていると思われまふ。それで、今年度お話にもありましたように、1人の方が1か月の育児休業を取得している実績でございます。1人が2人、2人が4人というふうな形で男性も育児休業が取れるような形になるように、今後取得を促して、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 先ほど言いましたノー残業デーなどをその人に対して設けていただきたい、そういうふうな配慮も、細かいですけれども、そういうふうな配慮も大事じゃないかなと。細かい、何かこう、その人に対して配慮したりというふうな考えはありますか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） 大変失礼いたしました。

ノー残業デーに関しましては、本町では毎週水曜日をノー残業デーとして設定しております。全職員に対して残業しないように早期退庁を促しているところでございますが、育児中の職員は率先して、やはりその家庭に戻って、家庭の子供の世話であったりとか、体を休めるというか、そういう家庭のほうに時間を割いていただくような形で、なお促してまいりたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ぜひ促していただきたいと思ひます。

次に、2点目のコロナワクチン接種体制整備のほうに行きたいと思います。

国から細かい方針が出ていないから、いまだ取組ができないというふうな答弁でありましたけれども、もう既にこのような形で体制を整えてくださいという実施要綱まで出ている中で、そのような部分はしっかりと対応していただきたいなというふうに思います。実際もう既に体制を整えている自治体もあるところでもありますので、早急に、利府町としては来年同じ時期にオリンピックが開催されます。そういう面では、ほかの自治体と同じ足並みではいけないのではないかというふうに思っております。やはり県内、特にどこの自治体よりもいち早くその体制を整備していくことが大事だというふうに思っております。そういう中では、健康づくり班だけが大変な思いをするような形になるのではなく、上司や全体でというふうな形で質問させていただきました。その部分、副町長にお伺いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） お答えいたします。

この体制づくりにつきましては、国のほうから要綱が流れては来ておりますけれども、詳細がまだ分からないということです。そうした中で、できるだけ町としては情報のほう集めて、早めに体制のほうはつくっていききたいなというふうに思っております。

それから、健康づくり班だけに任せないでほしいというふうな、今、御提案ですけれども、今、コロナウイルスの本部会議におきましても、役場全体で取組をしております。もちろん事務局は保健福祉課にはなりますけれども、やはりコロナウイルス関係は多岐にわたりますので、商工だったり、総務だったり、いろんなところにやはり影響を及ぼしておりますので、今も役場全体で体制づくりで支援しておりますので、今後のコロナのそのワクチン接種におきましても、同じような体制で、皆さん、役場一つになりまして、連動しながら、連携しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） （2）の市町村で想定される業務では、医療機関の確保と医療機関以外での接種体制というふうなところで、これはお医者さんを確保することが大分大変なのではないかというふうに思っております。今のPCR検査についても、やってくださいと言ってもなかなかやってくれる医療機関が見つからない状況なのではないかというふうに思いますけれども、町の考えをお伺いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

国のほうでは、迅速、円滑な接種のために数多くの医療機関を確保することが望ましいというふうに考えているようでございます。受託医療機関につきましては、各自治体が医師会等と協議して確保を行うように国が想定しておりますので、今後は、同じ医療圏にあります二市三町で検討しながら、医師会に投げかけながら、より多くの医療機関で受けていただけるような体制づくりのほうに心がけてまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） この接種体制なんですけれども、人数的に、今までに想定したことのないような人数、町でいけば何万人というふうな形の人を接種していかなければいけないとなると、町内にある医療機関、二市三町の医療機関の中でも、その医療機関だけでは賄い切れないのではないかと、そういう思いで国は早めにこのような実施要綱をつくっているところで、会場の確保をするようにというふうにも言っているところなんですけれども、その辺の会場というふうな部分で、今の時点でどのような考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

会場でございますけれども、各医療機関でお願いすることもなんですが、やはり接種する方の数が数ですので、保健福祉センターとか、それから体育館とか、公民館とか、そういうところも想定はしなければいけないんじゃないかというふうに思っておりますが、その場合、診療所の開設届というものとか、巡回診療の届出というのが必要になってきますので、そこら辺の体制づくりは県のほうと協議しながら会場については考えてまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 医療機関だけでは賄い切れないと思いますので、しっかり体制整えていただきたいと思います。

③の住民への接種勧奨につきまして、やはりこれは町民の皆様の声をお伺いいたしますと、副作用が心配との声が本当に多くありました。このワクチンは努力義務というふうになっておりますけれども、国としては希望する方に接種しますという姿勢でおりました。その希望したいんだけど心配という方、心配という声、私が30人ほどの人に伺ったんですけれども、約7割の方が打ちたいけれどもやっぱり心配というふうに思っているところでした。今テレビでも大分報道されていて、本当にそのテレビの報道が正しいのかどうかというふうな部分もありますので、そのテレビの報道だけでは判断が難しいのではないかとこのように思っております。やはりその心配という声に、町のほうは真摯に受け止めて応えていただきたいなというふ

うに思うんですけれども、この部分、専門的な部分は県がやりますというか、県の対応になっていますというふうに国のほうも言っているので、町がやるべきものではないのかなというふうにも思いますけれども、やはり町民の皆様の声はしっかりと受け止めていただきたいなというふうな部分では、新型コロナウイルスについてのオンラインのセミナーを町では一度行っているところです。そういうような面では、もう少しこのワクチンのことは分かってきたところで、オンラインでもセミナーを開催してはというふうに思いますけれども、県と連携しながらと思うんですけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

オンラインが一つの手法になるかと思いますが、町民に対しまして、県と協議しながら、正しい情報をいかに住民の方々にお知らせして接種をしていただくかということについて、いろんな手法を考えてまいりたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、④番の相談体制のところなんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、これは相談体制についても、県は専門性が高いところで、市町村は一般的な接種についての問合せの対応というふうになっているんですけれども、そんなのは国の考えであって、町民の皆様はまず最初に町のほうに問合せが来るかと思えます。答える、答えなくても、選別する部分でも、やはりこれは健康づくり班だけがこの対応をするのではなく、やはり全庁的に、庁舎内全体的にこのことを知っている方を多くすることが必要ではないかと思えます。そういう部分では、今後庁舎内で講習会を行うことになる、ワクチンに対してなると思うんですけれども、健康づくり班や保健福祉課だけではなく、全庁的な部分で皆さんに、職員の皆さんが分かるような体制を整えるべきではないかというふうに思いますが、では、最後に副町長にお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） お答えいたします。

町民の皆様が役場のほうに連絡をよこすということですので、きちんと対応できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、3番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時10分とします。

午前10時55分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 安田知己君の一般質問の発言を許します。安田知己君。

〔9番 安田知己君 登壇〕

○9番（安田知己君） 9番、共産党議員団の安田知己です。お昼前までなので、なるべく早く、頑張っていきますのでよろしくお願いします。

今定例会には2点の質問を通告しております。通告順に質問していきますのでお願いします。

1点目、高齢者ドライバーへの支援について。

高齢者人口の増加に伴い、高齢者ドライバーの数も急増しております。警視庁は、75歳以上で運転免許証を保有している人数は約564万人、平成30年度末時点と発表しております。これは、75歳以上の3割以上の人が高齢者ドライバーを保有していることとなります。一方で、75歳以上のドライバーによる死亡事故は毎年400件以上発生しております。

そこで、以下、町の考えをお聞きします。

（1）高齢者ドライバーの事故を防ぎ、運転寿命の延伸を支援する運転シミュレーターの導入を検討してはどうでしょうか。

（2）アクセルとブレーキの踏み間違いによる高齢者の事故が多発しております。高齢者ドライバーに対して、自動車への安全装置、既販車に後づけで設置する国土交通省の性能認定を受けているペダルの踏み間違い急発進等抑制装置を装着するために補助事業を検討してはどうでしょうか。

（3）運転免許証を自主返納した人には、役場で発行する減免乗車証を提示することによりバス利用料金が1年間無料になります。無料期間が1年間では、高齢者が安心して返納できるか疑問であります。無料期間を延長する必要があるのではないのでしょうか。また、運転免許証の自主返納者に対する支援策を拡充させる必要があるのではないのでしょうか。

（4）運転免許証の自主返納者に対して、シニアカーや電動アシスト付自転車購入への助成事業を検討してはどうでしょうか。

2点目です。歯と健康について。

歯周病菌が体内に侵入し、認知症の原因物質が脳に蓄積して記憶障害が起きる仕組みを九州大などの研究チームが解析しております。歯周病と認知症の関連は近年注目を集めており、認

知症対策につながる発見といわれております。歯周病は、国民の7割が罹患しているといわれる国民病であります。口腔内の衛生環境を守り、健康寿命を延ばすためには、歯周病予防を徹底して行う必要があると考えます。

そこで、以下、町の考えをお聞きします。

（1）これまで以上に適切な歯周病予防や治療に力を入れるべきではないでしょうか。

（2）新型コロナウイルス感染症を懸念し、歯科医院での治療を控えている人が見られます。しかし、日本歯科医師会は、自分で治療の延期を判断せず、かかりつけの歯科医に必ず相談してほしいと呼びかけております。町も定期的な口腔ケアを呼びかけるべきではないでしょうか。

（3）町民に対して、歯周病予防に有効な電動歯ブラシ、歯間ブラシ、デンタルフロスなどの情報提供を積極的に行うべきではないでしょうか。

以上、2点です。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、高齢者ドライバーへの支援について、2、歯と健康について、いずれも副町長。副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） 9番 安田知己議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の高齢者ドライバーへの支援についてお答え申し上げます。

まず、（1）の運転シミュレーターの導入についてでございますが、本町では高齢運転者の事故防止を図るため、例年、春と秋に実施している交通安全町民総ぐるみ運動において、警察署や利府自動車学校と連携し、高齢運転者向けの交通安全講習会を実施しているところです。今年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により実施を見送りましたが、この講習会では、高齢運転者に安全運転を続けていただけるよう、危険予測運転の重要性や高齢運転者が起こしやすい事故状況等の講習を行うとともに、実際に走行していただく実技講習などを行っております。

議員御提案の運転シミュレーターの導入につきましては、利府自動車学校において既に運転シミュレーターを所有しておりますので、今後連携して講習ができるか、調査検討してまいりたいと考えており、町として単独での導入は考えておりませんので、御理解願います。

次に、（2）の安全装置を装着するための補助事業についてでございますが、ペダルの踏み間違いによる急発進等を抑制する安全装置は、高齢運転者による事故防止に効果的であり、国ではこの後づけの急発進等抑制装置について補助制度を設け、自動車の安全対策の普及促進を図っているところであります。他自治体においては、既に独自の補助金を交付しているところもございますので、今後国の動向や他自治体との状況を注視しながら検討してまいりたいと考

えております。

次に、（3）の町民バス無料期間の延長についてでございますが、昨日の一般質問において、渡邊博恵議員に答弁しておりますように、来年度から公共交通機関の利用促進として、70歳以上の高齢者を対象に町民バスの無料化や民間バスチケット事業の助成額を現在の100円から160円に拡充するシルバーパス事業を実施することとしております。このようなことから、本町といたしましては、無料期間の延長は行わず、シルバーパス事業の実施により、運転免許証の自主返納者に対する支援を行っていきたいと考えております。

次に、（4）の運転免許証の自主返納者に対するシニアカーや電動アシスト付自転車購入への補助についてでございますが、高齢者の日常生活における移動手段としては、シニアカー、電動アシスト付自転車ともに有効なものであると認識しております。

しかしながら、シニアカーについては、既に介護保険制度の福祉用具貸与種目の対象となっており、要介護認定を受けた高齢者であれば1割の負担でシニアカーをレンタルすることができることになっております。また、電動アシスト付自転車については、高齢者の自転車による死亡事故が年々増加していることから、町が積極的に利用促進を図るだけの安全性が確保されていない状況にあると考えております。このようなことから、購入に対する補助制度の導入については考えておりませんので、御理解願います。

次に、第2点目の歯と健康についてでございますが、（1）から（3）までは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

歯周病予防をはじめとする歯の健康づくりの推進につきましては、はつらつ健康利府プランに基づき、町民の皆様へ正しい歯磨きの方法について指導を行い、また、かかりつけ医を持ち、定期的な歯科健診を受けることを推奨しているところであります。議員御指摘のとおり、良好な口腔内の環境を維持し、歯周病を予防することは健康寿命の延伸につながる重要なことであると認識しており、現在本町では、40歳、50歳、60歳、70歳の町民を対象に、歯科医師による歯周病検診を実施し、歯周組織の健康状態の検査をするとともに、検診結果に基づき、歯と口腔の健康に関する生活習慣や基礎疾患を含めた歯科保健指導等を行っております。また、対象者が歯周病検診を受診しやすいように、5か月間の長期の検診期間を設けており、検診表と合わせて歯周病予防に関するチラシを郵送しております。そのほか、町民の皆様に対しては、年に1回、広報紙に掲載しているはつらつ健康だよりにより、歯の健康を保つためのポイントについて情報提供を行っております。

歯の健康は、健康的で質の高い生活の実現につながることから、今後も各種事業や広報紙等

において歯の健康づくりに関する知識の普及、ケアアイテムを使用した日々の口腔ケアの仕方
や定期的な歯科健診の受診等について周知してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○9番（安田知己君） では、（1）の運転シミュレーター導入について再質問いたします。

最初に確認したいんですけども、町内で65歳から70未満の高齢者ドライバーは何人ぐら
いらっしゃるんでしょうか。また、その70歳以上の高齢者ドライバーというのは何人ぐら
いらっしゃるのか。多分つかんでいると思いますので、教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

65歳以上、70歳でよろしかったですか。

まず、65歳以上70歳未満の方につきましては、町内、昨年、令和元年の12月末の集計ではご
ざいますが2,362名となっております。あと、70歳以上の高齢者につきましては3,039名という
ことで、65歳以上ですと5,401名の高齢ドライバーの方が利府町におることになっております。
以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 65歳から70歳未満のドライバーが2,362人で、70歳以上の高齢者ドライバ
ーが3,039人、合わせて5,401人ということで、本町にはかなり多くの高齢者ドライバーがいら
っしゃるといことが理解できると思います。高齢者社会を迎え、やっぱり高齢者が当事者と
なってしまうような交通事故が割合、年々これ増加しております。町がやっぱり主体となって、
高齢者ドライバーを対象としました安全対策というのが必要じゃないかなと思うんです。やっ
ぱり高齢者一人一人が交通マナーやルールを守って、そしてやっぱり自分自身の運転技術とい
うのをやっぱり再認識、再確認していただくためにも、この運転シミュレーターを利用しまし
た高齢者交通安全教室、そういったものが有効ではないかなと感じるんですが、それに対して
はいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

先ほど副町長の答弁にもございましたが、本町においては利府自動車学校さん、こちらがド
ライブシミュレーターのほうを所有しておりますので、町と連携して実施している講習会、こ
ういったものでこちらのほうを活用して開催する方向で検討をしていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 答弁でもありましたが、その利府自動車学校が所有しているので、それと連携してやっぱり高齢者の交通安全教室、そういったものを作っていけば、多分安全運転を志すきっかけに高齢者がなってくれると思うので、ぜひこれ前向きに考えていただきたいと思います。

七ヶ浜町では、高齢者の安全運転対策で運転シミュレーターを2台導入しているそうです。持ち運びができるので、各地区の集会場やそういったところに持ち込んで体験してもらったり、あとは公共施設に設置するなどして、やっぱり町内各所で活用ができるとしております。この運転シミュレーターは、東日本大震災を機に包括連携協定を結んだ企業からの派遣社員の提案でリースの形で導入されたそうです。費用は2台で年間89万円ということです。このシミュレーターは運転脳年齢の測定もできるそうで、町内各所で活用できるとしております。やっぱりこれは介護予防とか、あとはその地域の交流のきっかけづくりにもなるとして七ヶ浜町のほうでは導入したみたいなんですけれども、やっぱりこの運転シミュレーター、利府の自動車学校にあるのを借りるとかではなくて、やっぱりもっと踏み込んで、本当にいいものかどうかというのをやっぱり前向きに検討していただきたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

全国的に高齢ドライバーによる交通事故発生というのは多発、懸念されております。そういった中で、やっぱり運転シミュレーターを活用して、その高齢者の方が運転技術の再認識、こういったもの、あとは危険予測、そういったものをするというのはかなり有効なものだと町のほうでも考えております。ということで、繰り返しになるんですけれども、まずは利府自動車学校さんと連携して、そちらのドライブシミュレーター、運転シミュレーターを使った講習を実施していければというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 利府自動車学校さんの意見や、あと実際に七ヶ浜町で導入しているので、そういったところの運用方法というのちょっと調査研究していただきたいと思います。

次に、(2)のアクセルとブレーキの踏み間違い防止装置について再質問したいと思います。

現在使用している自家用車に、このアクセル等ペダル踏み間違い急発進等抑制装置、これをつけようとする、設置と設置費用で合わせて約9万円かかると言われております。現在はサポカー補助金の補助も半分ありますので、高齢者ドライバーの実費負担というの約5万円ぐらいで設置できるとしているんです。ですが、その実費負担が約5万円となると、年金で生活し

ている高齢者にはやっぱり負担が重いんじゃないかなと感じるんです。そこでやっぱりサポカー補助金にプラスして町が独自に少し補助すれば、やっぱり高齢者ドライバーに対してペダルの踏み間違い急発進等抑制装置の設置が普及する、進むと思います。

ここからちょっと具体的な提案をしたいと思うんですが、やっぱりこれは本町の高齢者ドライバー65歳以上の人5,401人いらっしゃいますが、その人を対象に期限をやっぱりサポカー補助金の期限内として、町が2万円の補助を、2万円です、2万円の補助をするとします。そうすると、本人の持ち出しというのは、負担というのは約3万円で、このペダルの踏み間違い急発進等抑制装置をつけられることになるんです。やっぱり高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違い事故を未然に防ぐためにも、町としてこの補助制度を検討できないかなと思うんですが、どうでしょうか、これ、政策的な話なんですけれども。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

ただいま議員さんのほうから具体的な数字出していただいたんですが、本町の高齢ドライバー65歳以上で5,400人ほどいらっしゃいます。そういった方々に、既に購入されている方もいるとは思いますが、町が補助するとなると膨大な費用がかかるものかなというふうに考えております。ただ、やっぱりペダルの踏み間違いによる事故、こういったものが多いというふうにテレビ等で報道もされております。そういった中、そういった安全装置が装着されるというのは確かに事故の抑止につながるのかなというふうには考えてございますので、先ほどの答弁でも言っていますが、国の動向等注視しながら考えてまいりたいなと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） やっぱり町独自の補助というのは財政的に少し難しいのかなというような、そういった答えが返ってくるんじゃないかなと思ってもう一つ用意していたんです。

これは某黄色い帽子の大手カー用品メーカーありますよね、利府町にもありますよね、黄色い帽子の。そこでは、国土交通省の認定を受けた安全支援装置というのが、本体価格と設置費込みで4万1,800円で提供しているそうなんです。この装置もサポカー補助金の対象になりますし、そうすると自己負担が2万1,800円なんです、サポカー補助金を使うと。やっぱり大手カー用品メーカーの人にちょっと話を聞いたところ、やっぱり他の商品と比較しても性能にやっぱり大きく変わりはないということでありました。そこで、この安全支援装置4万1,800円に対して、町独自にその補助を考えていただきたいと思うんです。対象をやっぱり65歳以上の人を対象にしてほしいんですが、期限もサポカー補助金の期限内として、町が例えば1万円を補助

するとします。その結果、やっぱり本人の自己負担が1万1,800円になりますので、この安全支援装置がつけられるようになるんです。これだったら、やっぱり年金暮らしの高齢者ドライバーでもやっぱり手が出しやすくなると思いますし、町の負担も少なくて済むんじゃないのかなと思うんです。これは現実可能な提案だと思うんですけども、これに対してちょっと町の考えをお聞きしたいのですが、お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） 繰り返しにはなりますけれども、そちらのほうも検討のほうをしてみたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 難しいのは最初からちょっと理解はしていたんですけども、やっぱり高齢者ドライバーの事故防止や、あと年金で生活している高齢者の生活というのもちょっと考えていただきたいと思います。

このサポカー補助金なんですけれども、国の予算というのは1,127億円です。国はこの申請締切り前でも申請総額が予算額を超過した場合はもう募集を終了するよという話をしております。やっぱりこれは町として、高齢者から本当に非常に好評な助成制度でありますので、このサポカー補助金の継続と、あと補助額の増額というのを国のほうに要望していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

町のほうでは、町村会、あと県のほうの町村会なり、あとは県のほうと連携してとか、あと塩釜地区の二市三町連携して、国に対する要望等もやっておりますので、その中でできるかどうかちょっと考えていきたいなと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） ここでこの件に関する質問ちょっと終わりにしようかなと思ったんですけども、やっぱり町として考えてもらいたいことがあるんです。多分これ町長がいらしゃったら、いろいろ自動車とか、自動車協会に精通している町長で、その情報はつかんでいると思うんですけども、大和町では、令和2年6月1日から町独自に65歳の人への後づけ安全装置、支援装置設置補助という補助制度を新設しております。これは上限9万円としまして、申告者が支払った設置費の9割を補助するとしております。現状どうなっているのか、ちょっと詳しくお聞きしたところ、先週の水曜日の時点で59件の申請が決定はしているということであ

りました。担当の職員の方にちょっと詳しく話聞いたんですが、現在ちょっと落ち着いているんですけども、助成を開始した当初は1日1件のペースでこの申請が来ていたということで、非常に好評なんだという話は聞いております。

今、各種自動車メーカーというのは安全装置がついている新車を数多く販売しているんです。でも、この新車というのはやっぱり一部の高齢者しかやっぱり購入できないものだと思うんです。ほとんどの高齢者というのは今乗っている車に後づけで装着するのが、大体皆さんそういうことを考えるんじゃないかと思うんです。ですので、やっぱり本町に住んでいる高齢者が安心して安全に運転できるように、大和町のような後づけ安全装置の設置費用に対する助成をやっぱり考える必要があるんじゃないかなと思うんですけども、本当はこれ町長に聞いたかったです。でも、いらっしゃらないんで、どうですか、副町長、こういうこともちょっと考えていただきたいと思うんですけども。お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） お答えいたします。

このサポカー補助金につきましては、本当に大変有効な事業であるとは認識はしておりますけれども、やはり県のほうでも補助金が今年度で終わりだというふうなこともありますので、今後、先ほど課長のほうも申し上げましたように、補助金の延長というふうな部分も国、県のほうに呼びかけていければなというふうに思っています。

それから、まずは、先ほど高齢者運転免許証の取得者が5,400人ということで、それにいろんな補助金の額を掛けた場合には、かなりのやっぱり財源が必要だというふうな部分が現実的にあります。今、利府町はやはりこれからは少子高齢化、利府町の中でもどんどん進んでまいりますので、高齢者の足の確保ということは重点的にやっていかななくてはいけないなというふうに今思っております。来年度からシルバーパス事業ということで、高齢者にバスに乗っていただいて、そういう形で足の確保も図ろうというふうな事業も同時に今やっているところでございますので、このサポカー補助金については、今、町が単独でということとはなかなか問題難しいかなというふうには思いますので、ぜひ有効な事業でもありますので、今後国や県のほうでぜひ支援していただけるように呼びかけていきたいというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） ありがとうございますというか、これは本当は町長に答えてほしかったんですけども、副町長、本当に答えてもらってありがとうございます。

皆さん、ちょっと忘れているかもしれませんが、町長はこの利府町でモータースポー

ツを発展させたいというような、そういった気持ちが、そういった考えがおありなんです。ですから、やっぱり高齢者ドライバーに対しても、やっぱり様々な支援策を打ち出して、やっぱり少しでも自動車に対する興味を持ってもらうことがやっぱり自動車競技の普及につながるんじゃないかなと思って、町長に、いないときに何ですけれども、ぜひ考えていただきたいと思います。そういうことです。

次は、何か今日、本当にやりにくいんです。

次に、（3）の運転免許証を自主返納した人への支援について再質問いたします。

運転免許証を自主返納した人には町民バスの無料期間を延長するのはやっぱり難しいという答弁だったと思いました。町民バスの、今度シルバーパスの拡充があるからそっちのほうでやるんだよということだったと思うんですけれども、やっぱり高齢者ドライバーが運転免許を返納しやすい環境づくりってすごく必要なんじゃないかなと思います。

ちょっとここでお聞きしたいんですけれども、この前の全員協議会でこのシルバーパス事業で町民バスは70歳以上の方が全部無料になるんだよというような話がありました。1つそこで確認なんですけれども、70歳以上の方が全て無料になっても、運転免許証を自主返納した人には1年間バスの利用料が無料になる制度というのは、これは継続して、続けるということでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

今回御提案させていただいていますシルバーパス事業でございますが、確かに70歳以上ということにしておりますが、今あります町民バスの自主返納者に対する減免制度、こちらについては、70歳未満の方であっても継続してやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） この運転免許証を自主返納すると1年間その町民バスが無料になる制度というのは、多くの町民に理解されていると思います。

そこでお聞きしますが、民間バス、ミヤコーバスは運転免許証を自主返納しても町民バスのように1年間バスの利用料が無料になるサービスというのはないということでしょうか。運転免許証を自主返納した人に対して、優遇措置がないようなちょっと気がするんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

現在町のほうで実施しておりますのは、70歳以上の方々が対象ということで、民間バスにつきましてはの優遇というのはちょっとございません。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 民間バスのほう、ミヤコーバスのほうでは、免許を自主返納してもその優遇措置がないということですが、70歳前に運転免許証を返納した人がミヤコーバスを利用する際というのは、通常料金を支払って乗るようなことになると思うんです。団地の方からちょっといろいろ聞いているんですけども、非常にミヤコーバスの利用料金が高いんだという話が出ているんです。やっぱり団地の方がもう免許を返納した後に利用する公共交通というのはミヤコーバスが中心だと思うんです。やっぱり今後免許を返納した人に対しては、このミヤコーバスに対しても1年間無料で乗れるサービスとか、あとは70歳前でも民間バス100円というんですか、これ今度160円になるんですけども、こういったサービスを検討していく必要ってあるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

民間バスのほうのそういった助成関係、支援関係ということでございますが、町では、今回シルバーパスということで70歳以上の方を対象にした事業のほうを考えてございます。そういったことでやっていければというふうに考えておまして、確かに70歳未満の方での自主返納者の方も利府町内おります。そういった方々、少数にはなりますけれども、そういった方に対する助成については、どういったことができるかというのをちょっと模索してまいらねばというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 高齢者の支援を70歳以上に設定するというのは、これ理解できますが、やっぱり高齢者ドライバーが運転免許証を自主返納しやすい環境ってどういうものなのかなというのをちょっと考えていただきたいと思っております。その1つが、やっぱり町民バスと、あとミヤコーバスの格差というのをなくして、やっぱり運転免許証を返納した人には、同じようなサービスを提供していくべきだと私は思います。この質問、いろいろ本数とか、いろんな話したかったんですけども、遠藤議員も昨日していらっしゃいますし、これちょっと次の機会にこれは取っておきますので、またそのときはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、シニアカーや電動アシスト付自転車への助成について再質問いたします。

シニアカーは高齢者向けに造られました三輪または四輪の一人乗りの電動車両、バッテリー

カーであります。日本の道路交通法では車両ではなく歩行者扱いとなるため、車道ではなく歩道を走行します。このシニアカーの価格というのは、国内のメーカーで30万円前後、外国製では10万から20万円のものがあるよということでありました。これやっぱり高齢者が購入するにはかなり高額な買い物だと感じます。

先ほど介護保険の話でレンタルもあるみたいですが、その場合にはやっぱり介護保険が適用される条例を満たす必要があります。要介護認定を受けて必要が認められればリース料の1割、月額2,000円から2,500円、そのくらいの金額でレンタル料で利用ができるとしております。ただ、この要介護や要支援を受けていない、認定を受けていない人の中にも、車の運転をやめた後にはこうしたシニアカーを利用したいという意見がございましたので、ちょっと町として考えていただきたいと思ったんです。やっぱり高齢者ドライバーが運転免許を自主返納した場合には、やっぱりこのシニアカーの購入の一部助成をやっぱり行ったらどうですか。やっぱりほかでいろいろやっているところもあるんです。高齢者が車を使えなくなっても、やっぱり積極的に社会参加をしていただくためには、こういった支援策というのは必要になってくるんじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

運転免許証の自主返納者、こういった方々の日常生活における移動手段として、シニアカーというのは有効なものということで先ほど答弁させていただいておりますが、ただ、一方で、やはりシニアカーによる事故等の報告も全国的にはあるというふうに聞いておりますので、町としては、購入費を助成するとかではなくて、公共交通機関を利用していただきたいということで促進してまいればというふうに考えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 事故の問題、あと予算的な問題もあると思うんですけども、やっぱり高齢者が出かけたいと思ったときに、すぐ行けるときに、じゃあ何があるのと思ったときに、やっぱりシニアカーとか、そういったものがあると思いますので、やっぱりこれは高齢者の意見とかを酌み上げて、ちょっと考えていただきたいと思います。

今まで元気に自動車を運転していた高齢者は、やっぱりいきなりそのシニアカーに乗ることに抵抗を感じるんだという、そういった意見もございました、これは町内に住んでいる高齢者からお聞きした話ですけども、その人はバランス感覚も衰えているということで、買い物にも使えるということで、前に2つの車輪がある三輪自転車、これを購入したそうです。ちょっ

と見せていただいたんですけれども、確かに前に大きいかごがついていて荷物が積めて、あと三輪なんで安定した走行ができるみたいだったんですけれども、やっぱり自転車自体も重量が重過ぎて、まず一生懸命乗っても前に進まない。あとは、団地の方なので、下のほうに下りていくともう帰りは自転車投げたくなるくらい重いらしいんです。買ってやっと気がついたらしいんですけれども、やっぱり電動アシスト付自転車じゃないと団地の方は役に立たないというのは、乗って初めて分かったそうです。この電動アシスト付自転車の、電動アシスト付の三輪自転車というのは、調べてみたらすごく高いんです。高齢者が買うにはやっぱりすごく抵抗があることだと思うんです。やっぱり高齢者ドライバーの免許の返納を促進するためには、危ないとか、いろんな意見がありますけれども、やっぱり三輪とか、そういったやつだったら転倒の危険とかが少ないんじゃないかなと思うんです。やっぱりこういった助成を受けられる制度というのをちょっと要望したいんですけれども、町としてどういうふうを考えているか、お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

先ほどのシニアカーの助成と併せて、同様になんですけれども、やはり高齢者による自転車等の事故も結構報告されている現状を踏まえたと、町としてはやっぱり安全な公共交通機関、こちらのほうの利用のほうを促進してまいられればというふうを考えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 町の考えとか、あと現状も理解しますが、この質問ずっとしているとやっぱりずっと難しいという答弁ばかりなんです。私も難しい質問している私もちょっと悪いかなというのは思うんですけれども、ですから、やっぱり高齢者ドライバーが運転免許証を返納しやすい魅力的な施策というのを町として考えていく必要があるんじゃないかなと思うんです。やっぱり長年自動車を運転してきた高齢者が免許を自主返納するというのは非常に決意があることだと感じます。現状のままで高齢者ドライバーが免許を返納しようと思っても、やっぱり簡単には決断に至らないんじゃないのかなと思います。そして、その自動車運転を諦めてもらいたいと願っている家族いらっしゃるんですけれども、やっぱりそういった家族が免許を返納しても町にはこんな支援があるからやっぱり自動車の運転は少し考えたらどうなのと、そういったことを言えるような支援策って必要だと思うんです。これについて、やっぱり町としてどのように捉えているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。副町長、答えられますか。お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） お答えいたします。

先ほども申しあげましたとおり、この電動アシスト付自転車については、やはり事故もまだ多発しているというふうなことも聞いておりますし、町が積極的に推進していくためのまだ状態にはないのかなというふうに思っておりますので、先ほど課長が申しあげましたように、来年度からのシルバーパス事業で、ぜひ町の町民バスを積極的に利用していただいて、いろんな社会参加をしていただければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。やっぱり高齢者ドライバーが安心してその免許を返納できる環境、それを整えていただきたいと思います。それがやっぱり高齢者の交通事故の防止にもつながると思いますので、これからの町の施策に期待したいと思います。

次に、歯と健康について質問いたします。

まず、（1）の歯周病予防についてです。

町が実施している歯周病検診ですが、これ受診率が毎回悪いというような話は聞いております。ここで受診率が悪い話を追求することはないんですけれども、別の機会にこれはやりたいなと思うんですけれども。受診率が悪いからといって、個人的にかかりつけの歯科医院に通っている人がやっぱりいるので、全ての人が、全ての町民が歯周病検診を受けていないということではないんだよというような答弁が何回か聞いております。

では、やっぱり実際に本当に多くの町民が定期的に歯科医院に通って、歯周病予防に取り組んでいるのかどうか、やっぱり現状を調べてみる必要があるのではないかなと思うんです。その結果を基にして、歯周病予防に取り組んでいくべきではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

住民がどの医療機関で歯科の健診を受診しているかにつきましては、データが古いんですが、平成28年度にはつらつ健康利府プランを策定するときに、27年の12月になるんですが、町民の意識調査を実施しております、その中で歯周病検診を受けている方が全体の18.7%、受診した場所が個人的な病院で受診した方が81.5%、町の歯周病検診を受診した方は6.8%にとどまっております。また、町の歯周病検診の受診率は、議員さんおっしゃるように、27年度の調査時は10.4%でございましたが、ここ数年は、議員さんも御心配いただいているように、12%台

を維持はしているんですが、これは同じ歯科医師会の中のやっております二市三町の中では一番受診率が高くなっております。町民の歯科医院の定期受診の状況につきましては、計画見直しの前年度に当たる令和4年度にまた町民意識調査を行い把握する予定としておりますけれども、引き続きかかりつけ医による定期受診、それから歯周病予防のための住民への情報提供や啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 認知症の治療法ってまだ見つかっていないんです。ですが、この歯周病予防に成功すれば、やっぱり認知症の予防にも効果を現してくるのではないかなと感じがします。やっぱり将来の医療費や、あと介護費用の削減にもつながってくると思いますので、やっぱり様々な手だてを考えていただきたいと思います。

次に、（2）のコロナウイルスで歯科診療を控えている人についてちょっと質問したいと思います。

私に通っている歯科医師の話によりますと、いまだにコロナが怖いのでキャンセルしますとか、あとコロナが落ち着いたら連絡しますといったキャンセルや診療の延長を申し出る人がいらっしゃるそうです。町内のある女性も、これまでは定期健診のお知らせがあると必ず歯科医院へ行っていたんですが、やっぱりコロナがあって行きにくくなったとか、あとは、3か月に1回子供を歯科医院に通わせていた保護者も、やっぱりコロナが怖くて行かせなくなったと、そういった話を聞いております。

歯科医療の現場が感染リスクが高いという、そういったマスコミ報道があって、これを誤解した多くの国民が歯科受診から遠ざかっていると、そういったことがあるみたいです。これは日本歯科医師会会長の堀 憲郎さんの話なんですけど、感染リスクが高いという指摘は、万が一、新型コロナウイルス感染者が歯科医療機関を受診した際に、歯科医師や歯科衛生士などのスタッフに感染する危険性を示したものだそうです。つまり、患者さんではなくて、スタッフの危険性を指摘していたんです。ところが、その報道を見た多くの人がちょっとこれを誤解してしまって、歯科医院の現場は密であるという、そういったイメージも重なったんでしょうか、やっぱり外出自粛の対象を歯科医院にまで拡大してしまったと、そういった現状があるみたいです。やっぱりコロナ禍が長期化するからこそやっぱり口腔ケアをしっかりと行って、より健康になって過ごしていくべきではないのかなと思います。やっぱりこれを機に、やっぱり定期的な歯科診療の必要性というのをもう少し強く啓発していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

歯科医院の受診に限らず、今、病院のほうにつきましては、コロナ禍の影響によって受診控えがあるのは承知しております。これが長期化することによりまして、生活習慣とか日常生活の活動が低下することによる新たな健康課題も懸念されてきておりますので、歯科医院の受診啓発も含めまして、疾病予防に留意しながら取り組めます健康づくりについて、情報提供を広報紙とか、ホームページによりながら、活用しながら行っていきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 歯科の診療は決して不要不急の外出ではないということをぜひ周知していただきたいと思います。

ある自治体では、その新型コロナウイルス感染対策として、飲食店などの店舗に換気のためのサーキュレーターや、あと加湿器、そしてこれが大事だと思うんですけども、二酸化炭素濃度測定器などの購入費用に対して助成を行っているということを知りました。このような器機を飲食店だけではなくて歯科医院にも設置されていれば、患者さんが安心して待合室に待機できるんじゃないかなと思うんですけども、こういった先進自治体の取組についても研究して、町でも生かしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） 全ての歯科医院の状況を把握しているわけではございませんが、各歯科医院でも感染症対策によるいろんな施策はそれぞれの歯科医院のほうでやっぴらっしやると思います。ただ、議員御提案の備品購入助成につきましては、先進の自治体のほうの取組とかも有効性も含めまして今後検討させていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 特にこの二酸化炭素濃度測定器というのは、その室内の二酸化炭素の数値を目で見て客観的に分かるんで、換気のタイミングが分かるのですごく有効だよという話があるんです。ぜひ町として参考にさせていただきたいと思います。

では、最後の（3）の歯科口腔ケアのツールについて、その情報提供について再質問いたします。

電動歯ブラシとか、あと超音波歯ブラシというのは、歯周病予防に効果があると言われております。電動歯ブラシ自体が細かく動いてくれるので、やっぱり力を入れる必要がなく、やっぱり細かく手を動かすことが難しい高齢者には、これは非常にお勧めだというような歯医者さ

んの意見を聞きました。そして、歯と歯の間とかというのは、やっぱり電動歯ブラシの毛先が届かないので、そういったところにはデンタルフロスといった、そういった補助的な道具を使うことで口腔内の衛生環境が整えられるんだというような、私が通っている歯医者さんですけれども、そこでちょっとお聞きしました。やっぱりこれはいろいろ歯科医師会と関連あると思います。歯科医師と相談しながら、やっぱり口腔ケアの効果を高めるためのその歯ブラシとか、あとデンタルフロスとか、そういったものの情報をぜひ町民へ周知していけば、この歯周病予防につながっていくのではないかなと思うんですが、ちょっと町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

ケアアイテムの使用により歯周病予防につきましては、お一人お一人の口の状態に合わせた正しい使い方ということが重要になるのではないかと思いますので、歯科医院に直接、歯科医師の方に直接御指導いただくことが最も有効な手段じゃないかというふうに考えておりますが、町民方への周知につきまして、年明けに町内の内科と歯科の先生方と保健事業の意見交換会というものを実施させていただく予定ですので、その中で情報提供の内容について御助言いただきながら検討してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 私は、町が歯周病予防に積極的に取り組んでいるということを認めております。ですが、やっぱり残念なことに歯周病予防がどれだけ大切か、町民の方にはまだ伝わっていないんじゃないかなと、そういった感じがあるんです。町の努力が認められるように、これからもよろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、9番 安田知己君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。

再開は13時ゼロ分とします。

午前11時53分 休憩

午後0時56分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 木村範雄君の一般質問の発言を許します。木村範雄君。

〔10番 木村範雄君 登壇〕

○10番（木村範雄君） 10番、日本共産党、木村範雄です。

新型コロナウイルスの感染拡大が続いている中で、新型コロナワクチンの動向が注目されています。ワクチンは症状の重篤化を抑制することはできますが、現段階では副作用の確認と体内に取得することによる影響も考えていかなければなりません。コロナ危機の終息が見通せない下、住民の命と暮らしを守り切る公務労働者の役割を發揮し、町民の健康と生活を守り切るような行政サービスを行うことが求められています。特に、利府町の行政に携わる皆様のより一層の活躍を求めるとともに、自分も頑張りたいと思います。

それでは、一般質問通告書に基づき一般質問を行います。

一般質問通告書では、1、インフルエンザ予防接種の助成について、2、職員の福利厚生及び適正な支援について、3、町長の目指すべき利府町についての3点について通告しておりますので、順次質問していきたいと思います。

1点目は、インフルエンザ予防接種の助成についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大が続いている中で、インフルエンザの予防接種が行われています。以前、予防接種への助成について取り上げましたが、今年は新型コロナウイルス感染拡大の影響下にあり、町民の収入が減少している中での予防接種であるため、町の姿勢が問われています。

そこで、次の点について町長の考えを問います。

1、インフルエンザの予防接種を昨年並みに実施したときの事業費と財源はどのようなのでしょうか。

2、近隣自治体の取組はどうなっているのでしょうか。

3、町民の健康を守り抜くためにも、インフルエンザワクチン接種費用の無料化に取り組むべきであると思いますが、どうでしょうか。

2点目は、職員の福利厚生及び適正な支援についてであります。

自治労連、日本自治体労働組合総連合では、自治体労働者を対象にアンケートを行いました。回答の多いものとして、賃金の増額やサービス残業、不払い残業の解消、有給休暇の完全取得、職場の増員要求等が出されているようであります。

そこで、次の点について町長の考えを問います。

1、職場で病気休暇を取得している職員はどのくらいいるのでしょうか。

2、時間外勤務や持ち帰り残業をすれば時間外勤務手当を支払うのが雇用者の努めでありませぬ。時間外勤務手当は適正に支払っているのでしょうか。

3、年次有給休暇の取得日数が年間10日未満の職員には、どのような指導を行っているのでしょうか。

3点目は、町長の目指すべき利府町についてであります。

町と議会は、利府町に住んでよかった、住んでみたいと思われるよう努力することが求められています。

そこで、次の点について町長の考えを問います。

1、女川原子力発電所の再稼働に賛意を示しましたが、事故が起きても町民は安全安心な生活を送ることができるのでしょうか。

2、新型コロナウイルス感染症対策で、65歳以上のPCR検査費用の助成を考えているのでしょうか。

3、来年度卒業予定者への就職支援をどのように考えているのでしょうか。

以上、大きく3点について質問します。町長の答弁を求めます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、インフルエンザ予防接種の助成について、2、職員の福利厚生及び適正な支援について、3、町長の目指す利府町について、いずれも副町長。副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） 10番 木村範雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目のインフルエンザ予防接種の助成についてお答え申し上げます。

まず、（1）のインフルエンザ予防接種の事業費と財源についてでございますが、昨日の一般質問において、今野隆之議員に答弁しておりますように、本町では、現在定期予防接種の対象となる65歳以上の方に対し、2,000円で予防接種を受けられるよう費用の一部助成を行っているほか、生活保護受給者に対しては全額助成を行っております。今年度は既に約6,000人の方から申込みがあり、助成に要する費用は約1,650万円程度と見込んでおり、財源については、その全額が町負担となります。

次に、（2）の近隣自治体の取組についてでございますが、塩竈市と多賀城市では、以前から、国民健康保険加入者のうち任意で接種を受けるゼロ歳から64歳までの方を対象に2,000円の助成を行っております。また、松島町では、今年度に限り、15歳と18歳を迎える方を対象に松島町内4つの医療機関で利用できる無料クーポンを送付し全額助成を行っております。七ヶ浜町においては助成は行っておりません。なお、今年度、65歳以上の定期予防接種については、多賀城市、松島町、七ヶ浜町は全額助成を行っているところです。

次に、（3）のワクチン接種費用の無料化についてでございますが、インフルエンザワクチ

ンの接種については、インフルエンザの重症化を予防する効果をはじめ、発症をある程度抑える効果が期待できるとされており、任意で接種している方も多いことは承知しているところですが、昨日の一般質問において今野隆之議員に答弁しておりますように、民間企業において福利厚生事業としてワクチン接種費用の助成を行っていることなども踏まえ、現時点ではインフルエンザワクチン接種費用の無料化については考えておりませんので、御理解願います。

次に、第2点目の職員の福利厚生及び適正な支援についてお答え申し上げます。

まず、（1）の病気休暇を取得している職員の状況でございますが、令和2年度は11月30日現在で9名が取得しております。

次に、（2）の時間外勤務手当の支給についてでございますが、時間外勤務につきましては、その日の業務の進捗状況等により職員からの申出を受けて管理職が命令し、実施するもので、翌日には業務報告と勤務終了時間等の報告を受けた上で全額支給する仕組みとなっており、適正に執行しております。なお、持ち帰り残業につきましては、町の業務の特殊性や個人情報の管理面から一切認めておりませんので、御理解願います。

次に、（3）の年次有給休暇の取得についてでございますが、令和元年における取得日数が年間10日未満の職員数は、新規採用職員や育児休業取得者等を除いた職員数232名のうち146名となっております。本町では、職員の仕事と家庭生活等の充実を図ることを目的に、特定事業主行動計画を策定しており、年次有給休暇の年間取得については目標日数を13日としているところであります。特に、休暇取得促進の取組として、定期的に管理職員の会議等で取得の推進を伝達しているほか、取得が少ない職員に対しては取得を促すなど、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに進めているところであります。

さらに、今年度より、12月を年次有給休暇取得推進月間とし、全職員が2日以上年次有給休暇を取得できるよう取り組んでいるところであります。職員が健康で仕事と生活の調和の実現を図り、活力ある職場づくりを目指すために、今後も働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

次に、第3点目の町長の目指すべき利府町についてお答え申し上げます。

まず、（1）の女川原発再稼働による町民の安全安心についてでございますが、本町は東北電力女川原子力発電所から約50キロメートルの位置にあり、緊急防護措置を準備する区域であるUPZの区域外とされております。しかしながら、原発で事故が発生した場合、風向き等によっては放射線の影響を受ける可能性もあることから、町では、町内で通常の値を超える放射線量を観測した場合は、屋内または車両内に避難するよう広報することとしております。

また、原発事故発生時に町民の安全安心を確保できるよう、平常時から情報の把握、意思決定、諸手続等に関し、国と関係機関と緊密な連携が図られるよう町内の体制構築に努めております。さらに、宮城県が毎年実施している原子力防災訓練に参加するなど、有事における初動体制の確認に努めております。

さて、現在国内外で脱炭素社会実現のため太陽光、風力、液化天然ガスといった環境負荷の少ない発電を最大限活用し、エネルギー確保を進めているところですが、依然として、安定した電力共有には至っていないと考えられていることから、原子力発電への一定程度の依存は必要であると考えております。その中で、このたびの女川原子力発電所2号機は、国民の安全を最優先とし、原子力の真の安全文化を確立すべく設置されております原子力規制委員会の審査において、世界最高水準の安全基準をクリアしているため、非常に高い安全性を確保していると考えられます。さらには、地元自治体の女川町、石巻市に加えて、宮城県においても住民を代表する議会において再稼働容認の判断がなされ、それを尊重すべきと考えたため、再稼働へ賛成の立場を取らせていただいたものでございます。

なお、宮城県の策定支援の下、UPZを含む関係市町が策定している現行の避難計画に関しては、コロナ禍における各避難所での受入れ人数や避難道路の渋滞対策等、再検証が必要と思われる事項もあるものと認識しております。このことから、これらの課題については、再稼働前に確実に検証、整理し、地域住民の安全安心を確保するよう宮城県へしっかりと求めてまいりたいと考えております。

次に、（2）の65歳以上のPCR検査費用の助成についてでございますが、現在、公的機関が主導して行うPCR検査は、発熱等の感染が疑われる症状がある方や、既に感染している方の濃厚接触者が医師やコールセンターに相談し、必要と判断される場合に限り検査を行うこととされており、この場合の検査費用については全額公費で負担されております。このようなことから、検査希望者が行うPCR検査費用に対する本町独自の助成は考えておりませんので、御理解願います。なお、国ではワクチン接種について全国民を対象に進めていく予定ですので、今後とも国や県の動向を注視しながら感染対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、（3）の来年度卒業予定者への就職支援についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、失業者の増加や企業の経営危機など、依然として日本の経済は厳しい状況が続いております。こうした中、企業においては新規雇用を見送るなど、来年3月卒業予定者の就職に大きな影響を及ぼしているところです。このことから、現在二市三町で構成する塩釜地区広域行政連絡協議会において、新型コロナウイルス感染症に係る高校生就活対策本部

を設置し、管内の商工会や各企業団体に新規高等学校卒業予定者などの雇用を確保いただくよう要望書を提出しております。

また、対策本部では、二市三町に本社を有する事業者が管内に居住する中学校、高校、特別支援学校の卒業予定者を正社員で雇用する場合には、1名につき10万円の奨励金を交付する圏域雇用奨励金事業を創設する予定となっております。この事業の財源につきましては、本定例会に提案しております一般会計補正予算に計上しており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしております。

今後も厳しい情勢が予想されることから、塩釜圏域で連携しながら雇用の確保に努め、次世代を担う若者の就職支援を行ってまいります。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。木村範雄君。

○10番（木村範雄君） それでは、再質問に入らせていただきます。

大きな1点目、インフルエンザ予防接種の助成についてです。

今日、私のほうに質問の答弁要旨が来ていました。その中でも大分細かく回答がありましたので、そこは省いていきたいと思います。

その中で、インフルエンザ予防接種の事業費と財源についてということで、助成に要する費用は約165万円程度となる見込みとなっている。全額町の負担となっているという答弁書が私のところに来ました。全額町の負担という中で、その財源です。要は、起債とかそういうのを使って全額町の負担なのか。例えば、やっぱり本当に町民からの税金だけでやることになっているか。ちょっとそここのところの答弁をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

財源につきましては、定期予防接種、65歳以上のインフルエンザの予防接種の財源の中には、地方交付税も入って、一部、おりますが、割合については、すみませんが、詳しくは分かりません。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今の答弁で、地方交付税も入っているんだということで、完全なる純単でやっているんじゃないんだということ、やっぱりひとつ確認をしていきたいなというふうに思います。できれば、近隣自治体でいきますと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用というところもほかの自治体ではやっているところもありました。要は、本当にその純然たる利府町の純単でやるのであれば、ちょっと考えなければならない点もあるんで

すけれども、そういう意味で、財源を幅広くやっぱり活用しながら行政サービスを行っていくということが求められていくのかと思いますので、そのところはぜひ検討していただきたいなというふうに思っています。

あと、近隣自治体の取組についてというところで、ほかの自治体、特にやっぱり65歳以上の高齢者の予防接種なんですけれども、今までの分で行きますと、やっぱりみんな大体個人負担2,000円ということで2019年までやってきましたけれども、今年、2020年から多賀城と松島と七ヶ浜町で65歳以上のインフルエンザ予防接種を無料にするということで動きが来ていました。自主的にやっぱり利府町でそういう話があったのかと思うんですけれども、その辺でちょっと検討した分があればぜひお聞かせください。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

多賀城市、松島町、七ヶ浜につきましては、本年度のみ無料ということで、議員のほうから今お話しのありました新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を多分使ったの無料になっているかと思われます。

本町におきましても、助成についてはいろいろ考えを持っておりましてけれども、今年はコロナの関係で予防によって手洗い、うがい、あと手指消毒、あと3密を避けるなどの功を奏したのか、インフルエンザの感染者は県全体で、この助成事業をどうするかというのを決める段階の9月の1週目の時点で比較しますと、平成30年の9月の1週目は感染者が3万4,011人であったのが、令和元年については3万462人となっております、今年はこの9月の1週目の段階で7,748人となっております、例年の4分の1から5分の1の感染者数でございました。しかも、インフルエンザの感染者は例年ほぼ毎週最低でも1人以上の感染者が出ているのに対しまして、町で助成をしないというふうに決定いたしました9月の最終の1週目までには感染者が全くいない、あるいは、いても1人感染者がいる状態が21週も続いておりましたので、現在については33週目までインフルエンザの感染者が県内にはいないというような状況が続いております。塩釜保健所におきましては、37週の現在でも感染者が出ていない状況が続いているということなどから、高齢者についてはインフルエンザにかかりますとどうしても重症化してしまうということがありますが、あくまでも予防的な意味合いの強い予防接種でございましたので、今回は例年どおりのインフルエンザの予防接種の金額とさせていただきます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今年はやっぱりコロナの関係もあって、本当に特殊な年だというふうに

言えると思います。ただ、だからこそ感染防止や予防接種等の対策を前年以上に町は行っていかなければならないというふうに考えております。確かにインフルエンザ、例年よりは少ない。確かに、今日皆さんところを見ても、私もさっきもやっぱりちゃんとマスクをしていて、そういう意味ではインフルエンザの予防を、自覚しなくてもやっぱりやってきたというのが今年状況なのかなというふうに思っています。ただ、やっぱり、それでもやっぱりきちんと予防接種やっていくときはやっぱりやっていかなきゃならないわけでありまして、特にやっぱり利府町で65歳以上の高齢者の予防接種をずっと続けてきたわけですから、やっぱりそれは必然的にやっぱりやっていかなきゃならないんだろかなというふうに思っています。

それに加えて、やっぱりどこまで行政サービスを拡大していくのかというのが出てくると思うんですけども、そのためのやっぱり財源をいかに確保するかということが求められてくるのかなと。一番最初に言いました、町の純単でその予防接種するんであれば、ちょっとその費用対効果の話も出てくるのかもしれませんが、やはり今ある制度の中での財源、そういうものをやっぱりきちんと確保していく。そのために事業を行っていくということが私は大事なんじゃないかなというふうに思っています。そのためにやっぱり国や県からの助成割合をもっと増やしていくような努力が必要だというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

今後の方向性として、ワクチンの有効性とか、安全性とかを確認検証した上で、国の動向を見ながら補助のほうの関係も検討していきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） ちょっと今12月定例会ですので、この時期でもう一度インフルエンザ予防接種をとするには、もう時期的にちょっと遅いのかなと自分では思っているところであります。ただ、やっぱり国や県からの助成金、交付金を活用するためには、利府町が事業内容を検討し、事業を実施するために助成金や交付金の活用ができることになる。今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を行っている自治体もありますが、町が事業実施を決めなければ助成金、交付金の活用もできません。今年及び来年に向けてどのように考えているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

今年度に限り助成をしている自治体というのは、やはり地方創生臨時交付金を使っている自

治体が非常に多いと思われていますが、本町におきましては、来年度につきまして、今年のインフルエンザの状況等を見ながら、国のあと指針等を注視しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今の答弁を素直に受け止めていきたいなというふうに思います。確かに今年のインフル、コロナの関係があつて、もう4月、5月、その頃はみんなしてマスクをしながら、ずっとやっぱりインフル関係の部分も対応をしてきたというのが実質の対応なのかなというふうに思っています。ただ、やっぱりそれは今後もずっとみんながそういうふうになってくるのかというと、やっぱり違ってくる部分もあるし、やっぱり町長も含めて、やっぱり対人でしゃべったり何かでやっぱりうつってくるというのも当然あるわけですから、やっぱりそこも含めて、よりやっぱり重症化しないためのワクチン接種というか、予防対策というのはしていかなきゃならないのかなというふうに思っています。そういう意味では、ぜひ健康に安全で住みやすい町をつくるためにも、行政サービスで近隣自治体よりも住民サービスが行き届いている町にすることがこの利府町に求められていると思います。そのためにも、住民の視点に立った行政サービスの拡大を求めていきたいというふうに思います。

それでは、大きな2点目、職員の福利厚生及び適正な支援についてに移ります。

1点目、職場では病気休暇を取得している人はどのくらいいるのかについてです。

答弁では9人とのことですが、ほかの自治体でも仕事上の悩みに端を発した病気休暇の取得を耳にしました。心の病から体調異変を引き起こすということもありますが、本町の場合はどうなのでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） お答え申し上げます。

本町においても、他自治体と同様に、仕事に関連した業務の悩みであるとか、人間関係の悩みなどで、それに起因した病気休暇も見られるところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 病気休暇取得がありますよということなんですけれども、長期間の病気休暇取得する人は、体調異変と併せて精神的な負担も発生していることがあります。あるよとの答弁でしたので、その長期休暇取得者との懇談、聞き取りはどんなふうに行っているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） お答え申し上げます。

長期休暇取得者につきましては、かかりつけのお医者様の指導等もございますので、そちらの医師の指導を聞きながら、所属する管理職員または総務課の職員で本人に対して相談対応であったりとか、休み中のその状況であったりとか、確認をして、復帰に向けてのいろいろ相談であったりとか、環境形成を図っているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 実際に今役場の中で仕事上の悩みを上司や部下に相談しながら業務を遂行できれば一番いいわけですけども、指示するほうと指示されるほう、指示するほうは、そんなことも分からないのと言われるのが嫌で相談しづらいとの声も聞きます。一般的には、労働組合があれば組合員の悩みや職場の課題、問題点を解決するのに併せて組合員の相談活動もしております。利府町の場合には、先ほど病気になる前のその職場での相談活動、利府町の場合は職場を越えての相談活動はどういうふうにしているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） 仕事上の悩みとか、困り事の相談につきましては、職員相談室というものを設けて対応しております。これは、職場で抱える問題等の相談について、職員の中から相談員を指定いたしまして、その相談員に対して直接相談して、その悩みを聞くというふうなことで対応しております。また、宮城県市町村職員共済組合で実施しております健康・こころのオンラインというふうな相談等のできるところがございますので、そういう制度を全職員に周知しているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 職員相談室、そういう体制を取っているんだということを確認しておきたいというふうに思います。自分の職場の上司のことも部下のことも、対外的には話づらいことであるというふうに思っております。相談者本人を保護しながら組織改革も進めていかなければならない。そのために、職場で悩んでいる人の思いもとても大事だというふうに思っております。今その相談室の関係、もしくは、あとまた県の話もありました。それはやっぱり対外的に行く前に、できるだけやっぱりその庁内の中である程度相談ができるような体制で、その相談した人がデメリットにならないようなやっぱり対応の仕方というのが必要なのかなというふうに思っています。役場の組織の課題や解決方法を職員同士で話し合い、改善していくことが求められていると思います。皆さんの力を合わせて頑張ってもらいたいというふうに思います。

2点目、時間外勤務手当を適正に支払っているのかについてです。

町では、時間外労働をなくすために、水曜日は残業せずに退庁時間に速やかに帰ることにし

ているというふうに思います。町はタイムカードがあるので、タイムカードどおりに時間外手当を払っているということを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） お答えいたします。

時間外につきましては、その職員からの時間外申請に基づいて、管理職員がその日の時間外の許可を命じて時間外を行う仕組みとしております。次の日において、その申請どおりの時間かどうかを報告を受けて、それを時間外を決定しているということでございます。また、議員がおっしゃるとおり、本町ではタイムカードの管理をしておりますので、タイムカードの照合も行っているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今のちょっと最後の分だけでもう一度確認を。利府町はタイムカードがあるので、本庁の場合にはタイムカードで、朝は来たら押す、帰りに押したらあと帰っていくという形になっていると思うんですけども、そのとおりに時間外もなっているということを確認したいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） お答えいたします。

タイムカードにつきましては、職員の出退勤の管理を行うものでございまして、そのタイムカードイコール時間外ということではございませんので、時間外、先ほど申し上げましたとおり、申請に基づいて管理職が許可したもの、またその実績に基づいてお支払いをしております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今ので分かったことが、タイムカードを押して庁舎に入る。タイムカードを押して庁舎から出ていくということは確認はできました。時間外勤務手当については、指示するのと指示されるのがあるので、その部分は全てそういうふうになっていないということが今の答弁の形なんだというふうに思います。

時間外労働が残業命令と残業申請で残業が適正化されるということは基本だというふうに私も思います。しかし、約束の期日まで仕上げなければならない作業があることを一番理解しているのは担当している職員です。その職員が勤務時間を終了していても残って仕事をしていれば、適正な残業とやっぱり認めていくことが大事なんだというふうに思います。役場内で仕事をしている、役場内に残って作業をしているというときに、申請があるなしでなくて、やはりきちんとやっぱりその役場の中で、よほど遊んでいる人は別ですけども、やはり役場の庁舎

の中でやっぱり遊んでいる人はいないわけで、5時15分を過ぎてもやっぱり残って仕事をしているのであれば、それはやっぱり残業と認めるということが大事なんだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） お答え申し上げます。

時間外手当につきましては、先ほども答弁しているとおり、職員の申請に基づいて、管理職が認めたものについて実績を報告を受けた上で決定するというふうな仕組みとなっておりますので、あくまでもその職員、一個人の判断ではなくて、きちんとした手続に基づいて時間外勤務をしたというものに対して支給するというふうな考えでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） ちょっと合わない部分があるんですけども。やはり今役場の中で、今、課長がいて、班長がいて、係員がいて、その中でやっぱり自分の仕事をそれなりには必死になってみんな頑張っているんだというふうに私は思っています。その中で、やっぱり自分の仕事がどこまで進んだのかというのを、管理職である課長がきちんと管理しているのであればまたそれはいいんですけども、一般的にやっぱり自分の仕事をそこまで大っぴらにしながら今日も残っていくんだというふうにやっていくことは、なかなかやっぱり本人のメンツの話も多分出てくるのかなというふうに思っております。

組織の改革案、来年の4月から今度は管理職は課長が管理職になるということで、係長、係員は管理職から外れるということですので、そうすると、課長一人が係長、係員の時間外労働の指示を全てすることになります。職員がただ働きをすることがないようにするとともに、やはり実際に仕事をしていればその分のやっぱり労働に見合う時間外手当の支給を求めていきたいというふうに思います。

3点目は、年休が10日未満の職員にどのような指導をしているのかについてです。

有給休暇は年間20日支給され、繰越しを20日することにより年間40日の有給休暇が支給されます。何かあるか分からないので、次年度に繰り越す分20日分を残しての完全消化が私は求められているというふうに思います。有給休暇の取得について、どのような指導をしているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） お答え申し上げます。

年次有給休暇の趣旨といたしましては、職員の心身の疲労を回復させて、労働の維持を図る

ことを目的としているところがございます。原則としては、職員の請求する時期に与える休暇の制度でございますが、取得の事由を問わない休暇というふうになっております。

取得が少ない職員に対しては、有給休暇を促すというふうなことを常時管理職である職員の会議またはその中で取得状況等を公表して、取得が進んでいない部署等につきましては促すような形をしております。また、夏季休暇の時期であれば、夏季休暇に合わせて有給休暇を取得して長期で休んで疲労回復するとか、また、副町長の答弁にありますように、12月、今月につきましては有休取得月間ということで、2日間年間の自分の働きに対して御褒美をあげるというふうな意味もございまして、12月、今月休んでいただきたいということで全職員に周知しているところがございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今日の答弁の中で、年間10日未満の有給休暇の取得している職員は、職員232名中146名であるという答弁が先ほどなされました。管理職と一般職員でその取得割合というか、平均的な取得は出ているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） 管理職と職員のその取得の割合というのにつきましては、詳細、資料を持ち合せておりませんのではっきりしたことは申し上げられませんけれども、私の感覚ですと、職員よりも管理職のほうが取得しているのではないかというふうには思っているところがございますが、そのところははっきりしないので、状況だと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今、数値を持っていないということですので、そこはあと確認をしていただければいいかなというふうに思っています。

有給休暇を取得するために、私もそういう意味ではその立場はそのとおりでと思いますので、今日の答弁書の中には、12月を全職員が2日以上 of 休暇を取ろうと。12月ですので、当然31日までありますけれども、年末の休暇が3日ありますので、それプラスあと2日で土日が休みという十何日分、20日までいかないですけれども、分がなるんだと。やっぱり月2日で12か月だから24日有休が取れるんだよと。全てを全部というふうにいきませんけれども、やっぱりその働いている人たちにすればやっぱり子供の関係もあり、奥さんの関係もあるというふうに見ていけば、やっぱり4月であったり、あと運動会のある日であったり、その時期時期によってやっぱりそれなりに必要な部分の有給休暇を取得する部分の日にちがあるんだろうなというふ

うに思っております。ですから、それを12月で、確かに年末だからそこでという考え方も当然あるでしょうし、やっぱりそれをできれば今後均等といいますけれども、3か月に1回くらいは、3か月間でやっぱり5日くらい休暇取れば年間で20日になるわけで、四五、二十で。ですから、やっぱりそういう意味では、計画的なやっぱり有給休暇の取得をぜひ促しながら、ただ、それで業務が滞ってしまうというのはまた違う話になってきますので、やっぱりそのところはぜひ有給休暇の効率的な取得の方法、せめてやっぱり20日まで消化するとすれば、やっぱり十四、五日くらい取ってほしいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、年間を通じて計画的に取得するというふうなことは必要なことだと思っております。単純に考えまして、1か月に1日取得することで、12か月ですので12日の取得になるという単純な計算となるわけですが、なかなかそういう状況にもなっていないというふうなことでございます。また、さきに議員にも答弁しておりますけれども、やはり育児休業であったりとか、子育て等について、やはり各季節ごと、木村議員もおっしゃるとおり、入学式であったりとか、授業参観であったりとか、そういう子供に関わる行事等、今年はコロナ禍でできていないところがあるんだとは思いますが、そういうふうな行事等もございますので、やはり業務調整した上で、率先して子供のことも関わるといことも必要だし、あとそれぞれ家庭のいろいろな行事等を計画して取得につなげるということも大切だと思いますので、働き方改革というふうなこの社会の流れに利府町も乗って、休暇取得のほうを促してまいりたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今の答弁をぜひ生かしていきたいなというふうに思います。家族がいれば家族のためにも有給休暇は必要になります。また、自分の体調を守るためにも有給休暇は大事な制度であります。その大事な制度を守り、自由に有給休暇を取得できるようにするためにも、職員の増員が必要になると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） お答えいたします。

木村議員おっしゃるとおり、働き方改革ということで、職員人数の少ないところで一人一人の職員に負担のかかるような職場というのは好ましいものではないと思っております。本町の職場環境がそういうふうになっているというわけではございますが、やはり業務量が年々多く

なっている状況でございますので、適正な職員管理ということで職員の増員も視野に入れながら、取得しやすい環境、職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今の答弁を実現するために、お互いに頑張っていきたいというふうに思います。職員が健康で働き続けることにより、町民の生活と健康を守り続ける行政が遂行できます。ぜひ適正な職員の健康管理を行ってほしいというふうに思います。

大きな3点目、町長の目指すべき利府町についてです。

1点目、町長は女川原発の再稼働に賛意を示したが、県民は安全に生活することができるのかについてです。

先ほど答弁が読み上げられましたが、形あるものは必ず壊れるというふうにいいます。そのための対策と被害を最小限にするために適正な維持管理をしていかなければなりません。最善の管理をしても原子力エネルギーの暴走は人間の手では抑え切れません。だからこそ避難計画をつくっているわけですが、その避難条件も無風で均等に分散していくという考え方が真剣に考えているとは思えません。ただつくればいいと思ってしまうのは私だけではないと思います。地理的条件、気候条件も加味した上でのパターンをつくり上げた上で、誰一人被害者をつくらないで避難ができないのであれば、原子力発電計画からは撤退することが求められていることを述べておきたいと思います。

2点目、コロナ対策で65歳以上のPCR検査をどのように考えているのかについてです。

国では、65歳以上または基礎疾患を有する者で希望者を対象にPCR検査助成事業を令和2年度予備費で行う予定であります。利府町で実施する場合にはどのような点が課題となるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

希望者に対する補助制度につきましては、県から照会がございました。仮に検査に対する補助を実施した場合なんですけど、検査実施期間が現在県で非公開になっておりますが、26か所あるそうです。まだ十分に検査機関体制が調整されていないこと、限られた検査機関のほうに集中し、高齢者が殺到してしましまして3密が発生したり、あと高齢者が検査実施機関までの移動に公共交通機関を利用する可能性もございます。さらなる感染拡大の要因となることが懸念されました。

また、対象者の把握につきましては、議員おっしゃっているとおり、65歳以上の高齢者及び

基礎疾患を有する数につきましては、65歳以上の把握はできますが、この短期間の間に高齢者の基礎疾患を有する方の把握が大変難しいことから、この短期間における補助申請を見送りました次第でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今の答弁が本当に今の利府町の実態なのかなというふうに私も思うんです。国のほうでは、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業、令和2年度予備費の分でそれを出しました。検査対象者が65歳以上または基礎疾患を有する者で希望者ということで、助成率の関係なんかも実際に出ているんですけども、今利府町でもPCR検査も含めて、今度ワクチンなんかも出てくるかもしれませんが、やはり集まったことによって拡大するんだというところもやっぱり本当に町では検討していかなきゃならないのかなと。ただ、やるためにはどこで、例えば、体育館でとか、テント張ってやるとかって、ある程度決めなければこの予備費の実際の実施までいかないというところがあると思うんですけども、今のでいくと、やっぱりこの利府町で掖済会があつて、仙塩病院があつてという中で、どこでやっても病院のところで行うとすれば、やっぱり本当に大変な部分が出てくるんだろうな。そして、やっぱりそうでない中でやっぱりPCR検査、ワクチン接種も一緒なんですけれども、やっぱり今の利府町で行うためにどんなふうなことを考えているのか、ちょっと教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

今回の県の調査では、35市町村ある中、補助に手を挙げた自治体は2つの自治体だけになっております。本町と同じような課題が危惧されたように聞いております。今年度については非常に難しいと思いますので、次年度に検査ができるような体制を県のほうである程度表していただければ、また町のほうでも検討したいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） シャベっている本人も検査をするために集まったときにどうなるというのを考えたときに、聞いている私のほうも、こうやればいいんだよというのが、もしシャベれば、本当にそれでこれ実際にできるんだけど、今本当にPCR検査なんで、かかっていない人もかかっている人も、もし行くんだったというふうに考えていくと、そこからの感染の話が当然出てきてしまうというのが今の問題なのかなというふうに思っております。それはやっぱりどんなふうに行うとやっぱりしていくんだというときに、今でも財源額を令和2年度というよ

令和2年12月定例会会議録（12月8日火曜日分）

りに、あと3か月ちょっとしかないわけで、やっぱりその検査体制、検査できる医療機関には検査施設が十分でないということは理解できますけれども、感染拡大を防止するためにもやっぱりそこをきちんと整理をして実施できるように進めていくことが求められているんだというふうに思っています。財源が令和2年度の予備費となっていますので、本年度中の条件整備は難しいということは理解しますけれども、やっぱり次年度に向けての検査ができるように国へ要望していく考えはないのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

国の要望ももちろんなんですが、まずは、本町としましては、県の検査実施機関、今26非公開であるということなんですけれども、もっと高齢者の方が身近で検査を受けられるような体制整備を県のほうでしていただきたいということをまず要望しながら、国のほうへの要望も考えたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今の要望でぜひ町民の求めるやっぱり検査ができていけるような形にしていくための、やっぱり条件整備の一つだというふうに、それを捉えていきたいというふうに思っています。

3点目に移ります。

3点目、今年度卒業予定者への就職支援をどのように考えているのかについてです。

高校生の就職支援を目的にした企業への奨励金については説明がありました。私も河北新報で、多賀城市の部分で5市町共同で10万円を支給する、104人分の支給を想定しているというのが見まして、ちょうど一般質問出してからだったのでちょっとあれかなと思ったんですけれども、今その中で高校生の就職支援を目的にした企業への奨励金については今動いています。利府町とすれば、利府町単独でやっぱりぜひ利府町の定住促進の方策として町民の高校生が利府町役場に入るような就職支援を考えるべきだというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えします。

就労の支援ということになるかどうかあれなんです、今回の二市三町の広域行政からの要請書が出ましてから、町内の利府高校、支援学校等に現状の確認を行っております。今年につきましては、3年生の就職先はほぼ内定しているということもありましたので、今回の要請書

に基づきまして、来年度の部分も見て、就職支援のほうにつながればなということで支援の策として考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） ちょっと今回の就職の支援策が、民間企業に対して地元の高校生を採用した場合に会社への支援金を出すんだということで、ちょっと私も高卒で市役所に入ったもので、ぜひやっぱり利府町の役場として、やっぱり高卒の人をやっぱり迎えていく。そのためにもやっぱり町でちょっと、今、12月定例会なので、来年4月採用の分をこれからというわけにいかないで、再来年採用の話に多分なってくると思うんですけども、やはり町として利府町民が利府町の役場に入りたいという人に対しての、点数を甘くしろじゃないです、そういう中で、同じ条件であるんだったら、ぜひ利府町の人を同じように採用していくんだという考え方も必要になってくるのかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。副町長さん。

○議長（吉岡伸二郎君） これ、副町長、答え。副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） お答えいたします。

まさに今、初級のほうの一次試験が終わりまして、今週、議会が終わればすぐに二次試験ということで実施をすることになっております。多くの高校生からも申込みがあります。もちろん、地元の方もその中にはいらっしゃるということなんですけど、やはり我々は公正公平に試験のほうを務めさせていただきたいと思いますので、今のところそのような、地元だからということで加味をするというふうな方針は今のところございません。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 一般的に公務の職場の回答は、多分そういう話もあるのかなというふうに思います。ただし、同じ点数であればどちらをこうやっていくのという意味では、点数とあとは面接の試験というふうに公務員の場合は2つに分かれると思いますので、そのところでやっぱりぜひ、要は、利府町の役場は利府町の町民でやっていくんだよということも大事なのかなと。そういう視点があってもおかしくはないんだというふうに私は思っています。あまりそれを追求すると、どこかの人は、能力の低いのを採っているんだなんていう話になりますけれども、基本的には、学力試験等を通った中で、あと面接の部分で落とす部分があるのであれば、やっぱりその面接の部分できちんと町民の部分を検討した面接の仕方というのも多分あるかと思いますので、そういうのがあってもいいのかなというふうに思います。ぜひその検討を進めていただきたいというふうに思います。

今回はインフルエンザ予防接種への助成について、2つ目に、職員の福利厚生及び適正な支

援について、3、町長の目指すべき利府町について、女川原発再稼働で県民は安全生活全てできるのか、65歳以上のPCR検査をどのように考えているのか、来年度卒業予定者への就職支援についての3点について取り上げさせていただきました。町長がコロナに感染してしまい、直接町長の言葉で答えてほしかったのですが、それは次回に行っていきたいというふうに思います。このコロナ禍の中でもコロナ対策を適切に進め、日常の業務をきちんとやり、町民が健康に住み続けられる行政の推進を進めるとともに、皆さんと力を合わせて住みやすい利府町実現のために取り組むことを誓い、12月定例会の一般質問を終わります。ともに頑張りましょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、10番 木村範雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は14時ゼロ5分とします。

午後1時51分 休憩

午後2時03分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔11番 土村秀俊君 登壇〕

○11番（土村秀俊君） 11番、共産党の土村秀俊でございます。今年最後の一般質問になりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

質問通告は2問です。

第1問、教育行政についてであります。

新型コロナウイルスの感染者が連日1,000人を超える深刻な状況の中で、町は文部科学省から示されたマニュアルを踏まえて学校での感染予防対策に取り組んでいますが、次の点について、現状と今後の取組についての考え方について伺います。

（1）番、新しい生活様式の実践を踏まえた学校の感染予防対策についてどうなのかです。

それから、（2）番、教員のコロナ感染予防に係る業務の負担軽減についての考えはあるかどうか伺います。

（3）今年前半の長期休業を受け、その後の学習計画の進捗についてどうなっているのか伺います。

（4）感染者や家族に対する差別、誹謗中傷の防止対策をどのように考えているのか伺います。

（5）コロナ禍による不況の影響を受けた保護者への経済的な支援、これをどのように考えているのか伺います。

質問通告は2問じゃない、3問です。失礼しました。

第2問、不登校児童生徒への対応について伺います。

文部科学省の2019年度の不登校調査で、宮城県の小中学校の不登校児童生徒数が4年連続で最多となりました。その中に本町の児童生徒数も含まれていると思われそうですが、町内の不登校対応について伺います。

（1）番、町の不登校の現状と要因。不登校児童生徒への支援についてどうなっているのか伺います。

（2）心のケアハウス事業の活用状況と今後の運営の取組について伺います。

質問通告の3、地元中小業者へのコロナ経済対策についてです。

新型コロナウイルスの拡大で飲食やサービス、建設事業などの消費が冷え込み、中小事業者の経営が厳しくなっていますが、町のコロナ経済支援対策について、以下伺います。

（1）番、町は国の補助を活用して中小事業者への経済支援事業を行いました。それらの実施状況とその成果についてどう考えているのか伺います。

（2）番、現在取り組んでいる町内事業者新生活様式導入応援助成金や、固定資産税や国保税の減免など、より多くの中小業者が利用できるように制度の周知徹底や申請手続の簡素化などを検討すべきだと思いますが、どう考えるか伺います。

（3）コロナの影響で中小事業者は年末年始に経営が厳しくなると予想されています。コロナ対策の第3次補正予算も検討されていますが、町として中小事業者への新たな経済支援策は考えているのかどうか伺います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、教育行政についての（1）から（4）、2、不登校児童生徒への対応については教育長、1、教育行政についての（5）、3、地元中小事業者へのコロナ経済対策については副町長。
初めに、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 11番 土村秀俊議員の第1点目の御質問にお答え申し上げます。

まず、（1）についてでございますが、文部科学省から令和2年12月3日付で通知されております学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式バージョン5を教育委員会から学校に通知するとともに、その月の校長会、教頭会において、毎回学校の実情に合わせて予防対策を十分講じるよう指示しております。学校において

は、このマニュアルに基づき、基本的な感染症対策や3密を防ぐこと、また、授業、部活動、給食、清掃活動など、学習活動や生活場面ごとの対策を実施しております。

次に、（2）についてでございますが、国の令和2年度第2次補正予算の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け、県が実施する教育支援体制整備事業を活用し、小中学校にスクールサポートスタッフを各1名配置し、教職員が行っていた消毒作業などの負担軽減に努めております。学校からは、これまで下校後教職員が行っていた消毒作業をスクールサポートスタッフが行っていることから、かなりの負担軽減につながっているとの報告を受けております。今後も国の動向を注視し、十分活用できるような対応をまいりたいと考えております。

次に、（3）についてでございますが、夏季休業日を8月1日から8月16日までとして14日間短縮による授業日の確保、学校行事等の工夫、各教科等の指導内容の重点化や授業時数の調整により、学校間において若干の差は生じておりますが、1学期分の授業内容については小中学校ともおおむね10月前半までに履修しており、年度内には各学年の授業内容を履修できるよう学習計画を立て進めております。なお、利府第二小学校においては、町内の小中学校の冬期休業日を4日間短縮しておりますので、それに加えて指導内容の重点化や指導時数の調整により年度内で履修できるよう計画しております。

次に、（4）の感染者や家族に対する差別や誹謗中傷の防止対策についてでございますが、教育委員会においては、臨時の校長会や定例の校長会、教頭会において、差別や誹謗中傷の防止に関し十分に留意するよう指示しているところであります。学校におきましては、今年の4月に文部科学省が作成した新型コロナウイルス感染症の予防に係る指導資料や文部科学大臣が発出した児童生徒、教職員、保護者や地域の皆様に向けた差別や偏見、誹謗中傷に関するメッセージを活用し、指導を行っております。また、保護者の皆様に対しましては、各学校からはもちろんのこと、教育委員会では5月20日、9月7日の2回、文書を保護者宛て発出しております。また、ホームページにより、憶測や心ないうわさによる情報の発信や拡散がないよう御理解と御協力をお願いしているところであります。現在のところ、差別や誹謗中傷に関し問題は生じておりません。

次に、第2点目の不登校児童生徒への対応についてお答え申し上げます。

まず、（1）の町の不登校の現状と要因。不登校児童生徒への支援についてでございますが、現状につきましては、令和元年度の児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査の不登校の出現率では、小学校におきましては、利府町は0.26%、宮城県1.02%、全国

0.83%となっております。中学校におきましては、利府町2.29%、宮城県5.1%、全国3.94%となっており、小中学校のいずれも国や県よりかなり低い出現率となっております。10月末現在の不登校児童生徒数は、町全体で、小学校4名、0.2%、中学校18名、1.5%となっております。各小中学校とも不登校対策については学校全体で取り組み、頑張っていると私のほうは考えております。

要因につきましては、小学校は家庭の事情、学力不振、不安などの情緒的問題が挙げられ、中学校では家庭の事情、学力不振に加え、無気力、友人関係などとなっており、多様化が見られております。

不登校児童生徒の支援につきましては、スクールカウンセラーの活用やスクールソーシャルワーカー、教育相談専門員の配置により相談活動の充実を図るとともに、十符ルームの活用も行っているところです。

次に、（2）の心のケアハウス事業（十符ルーム）の活用状況と今後の運営の取組についてでございますが、心のケアハウスは、平成29年度から県のみやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業補助金を活用し運営しております。現在、スーパーバイザー1人、ケアハウス学びサポーター2人、学校学びサポーター3人の6人体制となっております。令和元年度は11人の児童生徒が通所し、3人が教室に復帰しております。今年度は、現在10名の児童生徒が通所し、これまでに2名が教室に復帰しております。今後の運営の取組につきましては、今後もケアハウスを継続し、個々の児童生徒の心の問題に寄り添い、個々に応じた子供の居場所づくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、副町長。副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） 11番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の教育行政についてお答え申し上げます。

（5）のコロナ禍による不況の影響を受けた保護者への経済的支援についてでございますが、これまで町では小中学生の保護者を対象として、今年6月から8月までの給食費相当分を助成する小中学校給食費支援事業や小中学生に図書カードを配付する図書カード交付事業など、様々な経済支援を行ってまいりました。また、国においては、国民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金や児童手当を受給する世帯を対象に児童1人につき1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金など、様々な経済支援が行われてきました。そのほか、町においては、国民健康保険税や介護保険料の減免、町税の徴収猶予などの支援を行うとともに、国においては、生活に困窮する方々を包括的に支援する生活困窮者自立支援制度や小学校の臨時休業に伴

い休職を余儀なくされた保護者を救済する小学校等対応助成金制度など、様々な支援を行っていることから、現在のところ本町独自の保護者の皆様を対象とした経済支援を行うことは考えておりませんので、御理解願います。

次に、第3点目の地元中小事業者へのコロナ経済対策についてお答え申し上げます。

まず、（1）の中小事業者への経済支援事業の実施状況と成果についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、利府町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金として115件、利府町事業継続支援金として315件、また、現在行っている利府町経営持続化助成金として4件、町内事業者新生活様式導入応援助成金として23件の支給を行っており、総額7,250万円の事業者支援を実施しております。さらには、町民への経済支援と町内の経済回復に向けた対策として、町独自に飲食店・サービス業対応応援クーポン等の全戸配付や5割増商品券の販売などに取り組んでおり、経営の持続的支援と消費喚起による経済の活性化の両面から支援を行っていることから、一定の事業者への経済支援が図られているものと考えております。

次に、（2）の制度の周知徹底や申請手続の簡素化についてでございますが、町内事業者新生活様式導入応援助成金につきましては、事業者が保有する書類の添付を基本とし、手続の簡素化を図っているところですが、申請額の根拠となる見積書などの添付が必須となることから、事業者に丁寧に説明し、御理解をいただいた上で申請をお願いしているところでございます。制度内容につきましては、町のホームページや広報紙に掲載するとともに、利府松島商工会や利府町産業振興協議会に御協力をいただき、個別の呼びかけを図るなど、広く周知を行っているところでございます。

次に、減免についてでございますが、まず、固定資産税につきましては、新型コロナウイルスの影響により事業収入が減少した中小事業者に対し、事業用家屋や償却資産に係る令和3年度固定資産税の減免を実施することとしており、年明けから申請の受付をすることとしております。なお、当該事業者の事業収入の減少につきましては、商工会等の証明が必要となっていることから、利府松島商工会と連携を図りながら対象者への周知に努めてまいります。

また、国保税につきましては、今年の9月定例会の一般質問において、土村秀俊議員に答弁しておりますが、所得の減収の確認は申請者への聞き取りを重視し、提出書類の削減を図るなど、迅速な事務処理を行っております。なお、各町税の減免制度の周知につきましては、町ホームページや広報紙、LINEなどを活用するほか、発送する納税通知書にチラシを同封し、周知に努めているところです。

最後に、（3）の中小事業者への新たな経済支援についてでございますが、国の第3次補正予算の詳細が示されていないことから、今後国の動向を注視しながら引き続き地域経済の活性化や事業者支援に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） それでは、質問事項の1の（1）です。新しい生活様式の問題です。

答弁にもありましたけれども、これは町内の各学校のコロナ感染予防の取組については、文科省が発行したコロナ管理マニュアル、学校の新しい生活様式という通達に基づいて実施をしているという答弁がありました。このマニュアルですけれども、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式のというタイトルで、教育長言いましたけれども、答弁要旨ではバージョン4となっていますけれども、バージョン5に12月3日に、要するに、この答弁書を書いた後に発行されたようですけれども、結構ボリュームがある通達文書なわけですけれども、半年の間に、第1号、バージョン1が出たのが5月なんです、5月22日なんです。つまり半年の間に5段階に分けてバージョンアップしているこの膨大な通達文書なんですけれども、その都度いろいろコロナの感染対策について足したり、引いたり、変更したり、いろいろ苦労しながらつくっているんだなというふうに思いますけれども、もちろん文科省も初めてのコロナ感染対策の経験ですので、いろいろ新しい知見とか経験とか日々生まれてきているから、このバージョンアップしていくのも仕方がないなというふうに思います。私もこの文科省の管理マニュアルですけれども、結構80ページぐらいある文書なんですけれども、1から5まで全部読んではいませんが、今回質問に当たって、4と5については大体読みました。内容的に見ると、非常に大事な取組について分かりやすく書いてあるんです。教員でない素人というか、私でも読んでいて、ああ、なるほどなというような文章がずっと書かれているんですけれども、このマニュアルについて、各学校の、答弁の中では学校でこれに基づいていろいろ対策打つというふうに言われていましたけれども、やはりこのマニュアル自体はそんなに難しい文章でもないんですけれども、全ての教員の先生たちに読んでいただいて、理解していただいて、その上でコロナの感染対策に取り組んでいただきたいなというふうに思うんですけれども、その点で全ての教員に徹底させるという点についてはどういう考えを持って実施していらっしゃるんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、これまで5回改訂されました。内容は、細かいんですけれども、大

大きく言うと5つに分かれていますので、1つが感染源を断つこと、2つ目は感染経路を断つこと、3つ目、抵抗力を高めること、4つ目、学校外での感染予防行動と家庭の協力、5つ目が誹謗中傷の防止等々なんですけれども、これは校長会、教頭会、それから教育委員会の通知により全教職員で共有して、各学校ごとにこのマニュアルをベースに学校や子供の実情に合わせた対応を図るよう周知徹底しているところでございます。校長会等では、冒頭、最初にコロナ感染症予防対策についての内容を指示、伝達、指導、助言しているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 今、次長の答弁では、全教職員が共有するという、このマニュアルを共有することなんですけれども、このマニュアル読んでみて、コロナ感染対策をどうすればいいのかということが個人的には分かる部分も、個人的というか、先生個人個人がやらなくちゃいけないことも書いてあるんですけども、内容を見ると結構みんなでいろいろ検討しなければならない、例えば、換気の問題とか、それから加湿の問題、加湿って湿度を上げるとか、下げるとかということで、この文書を読むと、インフルエンザなどで湿度を上げたほうがいいというふうに書いてあるけれども、その後の文章では、いろいろマスクをしていることなどもあって、マスクしているとやっぱり口の中が湿度が上がるのかもしれないけれども、加湿しなくてもいいというふうに取り取れる文章にもなっている。だから、どうすればいいのかなということで、個人個人で見れば非常に悩むと思うんです。あと、換気も今寒いので、自分の教室を換気するのに直接換気するんじゃなくて、近くの特別教室を一回換気させて、その空気を廊下を渡って自分の教室に間接的に、要するに、廊下を空気が通ってくる間に少し温まるだろうということで、そういう形の換気をやるというふうにこのバージョン5では新しく追加されているわけです。だから、そういう点でいうと、みんなで結構考えながら、検討しながらやらなくちゃいけない感染対策もあるし、あと、読んでそのとおりの感染対策もあるんですけども、そういう点でこの徹底について共有されているということだったんですけども、その辺についてはどうですか、そこは。結構大変だなと、徹底させるのが大変だなというふうに思うんですけども、その辺について。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、これは全てこのとおりにやろうとすると大変でありますし、できないこともございます。したがって、この通知書を受けて各学校で共通理解を図って、各学校の実情に応じて、それから子供たちの実態に応じて取り決め、了解を取って確認をして実践してい

るところでございます。ですから、学校によって、その学校の施設や子供の数や状況によって多少の違いは出てくるかと思えます。あくまでこのマニュアルをベースに、参考に各学校ごとに感染症防止対策を図っているということでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 1点だけちょっと確認ですけれども、この衛生管理マニュアルバージョン5ですけれども、今まで4つあるわけですから4冊あるんです。今回12月3日に新しいバージョン5ということで結構なボリュームの冊子になるんですけれども、そうすると、町内の学校の先生たちは、例えば、これからもこのバージョン5を土台に、取りあえず今度いずれまたバージョン6も出るのかなというふうに思うんですけれども、それまでの間はこのバージョン5を基本として感染対策をやっていくんですけれども、この冊子自体は全ての先生の手元に行き渡っているというふうに思っているんですか。そうすると、今まで4冊、これは教育委員会が印刷して渡すの。それとも、これはネットで私も印刷できるわけで、誰でも印刷できるわけですけれども、そういう形で教員の皆さんは全部行き渡ったというふうに思っているんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 通知を受けまして、各学校に教育委員会から通知を、文科省の通知を受けて教育委員会から学校長に通知しております。学校では、どの教員もこれを見ることができる状況になっていると思えます。実際に印刷して配っているかどうかについては確認していないところですが、とにかく一人一人の教員で、見て、読んで、共通理解を図るよう通知しているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） できれば1人1冊持っていて、常にこれを、だって、コロナの感染対策というのはどの先生も初めての問題だし、常に新しい政策が、対策出てくるわけですから、そういう点では、これを先生方が、学校でやればいいんですけれどもプリントして、それぞれの全ての、誰が、学校に1冊あって、それをどの先生も見られるというよりも、やっぱりそれぞれの先生、各教室にでもいいんですけども、配備をするということも必要ではないのかなとちょっと思うんですけれども、その辺についてどうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 議員おっしゃるとおり、毎日紙で持って確認しながら感染症防止対策を取るのが一番よろしいかと思えます。これから教員1人1台にタブレットが配付されます。

タブレット上にデータを入れておくといつでもどこでも見られる状況でございますので、そういったことも活用しながら、学校で確認したことを基に感染症防止対策がより徹底されるように働きかけていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） では、マニュアルの件については終わります。

それから、あと新しい生活様式の実践です。この新しい生活様式の基になるのは厚労省が出している新しい生活様式ということで、そこには感染防止の3つの基本ということで、もう誰でも知っているわけですがけれども、人との間隔は1メートル以上空けるという問題とか、あとマスクを常に着用すると、それからあと手洗いです。その3つが新しい生活様式であるというふうに国は言っているわけですがけれども、そういう中で、この国が示す、国というか厚労省が示す新しい生活様式、これを学校生活に当てはめるとなると、やはりかなり大変だなというふうに思います。厚労省のこの新しい生活様式の中では、学校は仕方がないよというふうには言っていないですね。学校はこれには該当しませんと。1メートルの距離でも取れなくても大丈夫だというふうには書いていないです、厚労省の新しい生活様式の中には。だから、それを受けて、学校もこの厚労省の新しい生活様式を踏まえていろいろ学校生活を送るというふうになるわけですがけれども、特に、やっぱり一番心配、心配というか、これはなかなか教育委員会の責任ではないんですけれども、特に3密の問題です。つまりクラスの席の配置です。一応このマニュアルの中で一応図面が出ていて、1つの教室に、全国共通で1つの教室というのは8メートル掛ける8メートルぐらいの広さなんですけれども、そこに40人いる学級と20人ちょっとの学級とあるわけですがけれども、その子供たちの並べ方というのが、並べ方というとな変だな、何ていうの、机の配置の仕方が書いてあるわけですがけれども、20人であれば余裕で1メートルから2メートル間隔が空けられるわけですがけれども、40人になると、文科省の生活様式のマニュアルだと80センチの距離でしか取れないようになっているわけなんです。そういう点でいうと、その3密対策として、学校としてはそのクラスの子供たちの席の配置についてはどういふふうに考えればいいのかということについて伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 議員さんおっしゃるとおり、マニュアルと申しますか、この衛生管理マニュアルには参考例として20人の場合と40人の場合の教室の配置が書かれています。こういう環境が作れる場合はこれにのっとって、できる限りこれに近づける環境を整えること。さらに加えて、小まめな換気でありますとか、時間です。長時間密閉空間にいないということ

に配慮しながら教育活動を実施しているというところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） そうすると、今、次長の答弁にありましたけれども、80センチか、1メートル以内の距離でも、あくまでも参考だということで、これは仕方がないなという形でやらざるを得ないですね、これはしょうがないんですけれども、そういう形で厚労省の新しい生活様式で示されているこの人と人との間隔については学校の中では厳しいなというのが実態というふうに考えてよろしいのでしょうか。だから、そういうものを解消する何か取組というか、例えば、20人から30人の子供たちだったら何とか1メートル以上の間隔が空けられるんですけれども、例えば、空き教室、空いている教室とかがあれば、そこに40人のクラスの半分を移動するとか、いろいろな方法、手だてをして、何とか3密を解消するというのもできるかなというふうに思うんですけれども、ただ、利府町の小中学校の状況を見ると、なかなか空き教室ってないのかなというふうに思うんですけれども、そういう形でいろんな対策を取って、この子供たち同士の間隔を少しでも広く取るということについては町として何か考えて、改善策というのはあるのでしょうか。難しいと思うんですけども、ちょっと。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 改善策といいますか、空き教室のないところに数多くの空き教室をつくるというのはなかなかすぐには難しいところもございますので、そういう環境ができる学校については、積極的に3密を防いで、クラスを半分に割った学習活動を組むであるとか、それからより広い空間で学習をするであるとか、可能な限りの工夫をこのマニュアルに従って参考にして行っているということが実情でございます。あと、それを教育委員会としても可能な限り感染症防止対策を取るよう指示しているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 分かりました。空き教室などがあれば、いろいろ対策を取って子供たちの距離を離すという手だてを取るということも理解しました。

もう一つ、その3密対策という点でいうと、本当にやっぱり学校にこれをやれというのはなかなか本当に大変だと思うんですけれども、例えば、授業しているときは、例えば、1メートルとか、1.5メートルずつ離して机を並べて授業するのはいいんですけども、休み時間はやっぱり子供たち動き回るわけです。そのときに距離はなかなか保つのが大変だなというふうに思いますし、あと、いろんな授業の中でも、グループ学習みたいなものも多分あると思いますし、意見を交わす場というんですか、テーブルを囲んで交わす場とか、あるいは、登下校のときで

す。登下校のときに子供たちが1メートル以上離れて登下校しろって、多分言っているというふうに、学校では言っていると思うんだけど、ただ、うちの地域の子供たちの登下校を見ると、かなり近い、集合しながらみんなで楽しく話しながら、当たり前ですよ、それ、登下校はやっぱり一つの子供たちにとってはすごい楽しみな時間なわけですから、でも、その距離は全く近い中で登下校しているということもあるんですけども、そういう点でいうと、いろんな意味で、学校生活の中で3密を徹底するというのは大変なんですけれども、その辺については子供たちに、何ていうの、指摘、指導しているというだけしかできないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 感染症防止対策をどこまで、どのように取るかは大変難しいところでありましてけれども、学校としては、物的環境を整備できることについてはきちんと行くと。それから、子供に対しても感染症防止あるいは予防についての指導、教育を行ってまいります。子供自身も成長するに従ってコロナとともに生活をする必要があるようになってくるわけですので、このようにすると防止できるという指導を学年ごとに行っているところであります。ですから、自分自身で予防できる力を身につけるといことも学校の大きな使命と考えていますので、両面からコロナに対応していくというふうに校長会、教頭会、それから通知文の中では学校に通知しているところであります。また、学校もそのように実践しているというふうに考えています。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） この新しい生活様式の最後ですけれども、やっぱり一番大事なのは、休み時間とか下校時間の問題も重要ですけども、やっぱり授業時間、子供たちの大半はその学校で授業している時間がほとんどですから、その授業時間の中で3密の回避というか、その距離の確保というのを取らなくちゃいけないというふうに思うんですけども、空き教室の話もありましたけれども、やっぱり今全国的に、やっぱり今基準は40人、小学校1・2年が35人かな。中学校1年も35人。それ以外は全部40人学級が一つの基準になっているわけですけども、やはりそこを変えていかななくちゃいけないというのがこのコロナの、これからコロナと一緒に、ウイズコロナとか、アフターコロナとか言われていますけれども、コロナを経験してみてやっぱり1クラスの中の教室を広げればいいんですけども、それは無理ですから、1クラスの中、八八、六四平米の中で子供たちの距離を広げるためには、その子供たちのクラスの人数を減らすというのが一番の対策になるというふうに思いますし、これもそういう点でいうと30

人以下学級とか、25人学級とかというのが必要かなというふうに思ってきますし、これについては私もコロナの前に30人学級とか、少人数学級についてはかなり、コロナじゃなくて、やっぱり子供たちにきめの細かい教育をするためには、子供たちの数が少ないほうが先生たちもよく面倒しっかり見られるということで、今までこの一般質問でも取り上げましたけれども、今回はそれも含めて、やっぱり3密の回避というのがコロナの感染の最大の予防になるわけですから、そういう点で、その30人以下学級とか、そういうクラスの編成基準を変える必要があるというふうに思うんですけれども、それについては、教育委員会としてはどう思う、教育長の見解のほうがいい、教育長の見解としてはどうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育長。

○教育長（本明陽一君） 土村議員の御質問にお答え申し上げます。

これは前から文科省に対しては教育長会議等でも要望している事項なんです。ただし、学校の規模というのは、子供たちの数で教室数も決まってしまうんです。それで、現状から言いますと、先生の数も35人にすると、学級数も足りなくなりますし、先生の数も足りなくなる。非常に財務省の関係で難しい状況が今も続いているのが現状でございます。教育長会議等でも要望はしているところでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 控えめな見解ですけれども、今、新聞報道とかでも取り上げられていますけれども、全国の知事会とか、市長会とか、町村会というのか、そこの代表の会としての見解だと思いますけれども、県知事会とかが今政府に要望しているんです。7月2日には、この平均面積64平米40人学級では感染予防のため、子供の距離を保てないということで、今後の感染のことを考えれば、これからますます、コロナが終息していません。これから下手すると第4波とか、第5波というときに、学校にまた大きな影響が来るわけですから、そういう点で、今後の感染の状況のことを考えれば、少人数学級がぜひ必要だと、県知事会とか、市長会の皆さんが政府、財務省に要望するとか、あと、全国の小学校の校長会の会長さんも、これは6月22日の日経新聞でのコメントだったんですけれども、やっぱりウイズコロナの時代には、20人から30人学級が必要だということを、教育長読んでいるかどうか分からないけれども、そういうことも語っております。そして、これは今この間開かれていた国会なんですけれども、その中で、羽生田文科大臣でさえ、来年度予算に少人数学級を事業項目に入れていきたいということで、非常に少人数学級に対して文科省も動き出したというような状況で、もう全国的にそういう状況になっているので、ぜひ教育長というか、利府町の教育委員会としても、この30人学

級あるいは少人数学級について、やっぱりコロナ対策の問題と併せて子供たちにしっかりとした学びをしていただくというために、少人数学級、30人以下学級が理想かなというふうと思うんですけれども、こういう問題について、県とか、国に、取りあえず県にそういう要望というか、そういうことを利府町としてもぜひ実現してほしいと。本来であれば、県独自でもやろうと思えばできるわけなんですけれども、そういうことも含めて、県に要望していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育長。

○教育長（本明陽一君） お答えします。

通告外の問題かなというふう思うんですけれども、このことにつきましては、先ほどもお話ししましたけれども、教育長会でも、県のほうも、それから町村教育長会、全国のほうでも文科省のほうには要望しているということです。このコロナに関してだけじゃなくて、その前から、以前から要望している事項ではあります。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 通告外というか、つまり、新しい生活様式でこの3密を回避するのにこれが必要だということで、やや関連しているというふうに思いますので。まあ、答弁いただいたから、全く、頑張っていたきたいなと思います。

そして、次は、先生たちのコロナ感染予防に係る負担軽減ということで、今スクールサポートスタッフを各学校に1人ずつ配置をして、だから9名の、各校に1人のサポートスタッフを配置したということで先生たちの消毒作業とかが軽減されたということで、少し仕事が負担軽減になったということなんですけれども、このスタッフ、サポートというのは、ちょっと昨日次長とお話ししたんですけれども、教室には入れないということなんですけれども、教室の中でもやっぱりいろいろなこのコロナ感染に向けての先生たちの作業あると思うんですけれども、その点については何とか対策というか、手だてをつけること、例えば、何だっけ、いろいろありますよね、特別支援助手とか、あとサポートティーチャーか、そういう方たちを増やして教室の中に入ってそのコロナに関する作業について応援をいただくということもできるのではないかなというふう思うんですけれども、その辺、この各校1人のスクールスタッフではなくて、それ以外にも増員をするということも必要なのではないかなというふう思うんですけれども、どうですか、この辺について。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

サポートティーチャーにつきましては、小学生ということで各校に1名ずつ6名の配置をしているところです。特別支援助手につきましては、支援が必要な子供、ADHDとか、教室の中でなかなか落ち着かない児童生徒の支援ということで、今現在11名、特別支援助手については9校合わせて11名ということで今配置されているところです。

今回コロナ対策ということでスクールサポートスタッフ、こちらにつきましては、消毒作業というところの部分についての負担軽減は大きいものですが、それ以外に先生方たちの教材の印刷だったりとか、先生方たちの事務の支援とかというところで、教室には入ることはできない、入らないんですけれども、日常の先生方たちの消毒以外の支援も今現在行っているというところで、教育長の答弁にもありましたが、各学校からはかなり負担軽減に図られたということで言葉をいただいているところでございます。ですので、現在のこの人数で今負担軽減ということを各学校のほうに行っているというところでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 分かりました。この教員のコロナ感染予防に関わる業務の負担軽減についての答弁書の中では、答弁の中では、そういうサポートスタッフの配置と併せて、今後は国の動向も注視をするということですが、これはどういうこと、増員も、予算を振り分けられる可能性もあるということなのかどうか、その辺、町としてどう捉えて、この表現についてはどういう内容なのかちょっと説明をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

今現在、コロナ自体がなかなか終息していないということで、県のほうから予備調査のほうに来てるところです。ですので、利府町としましては、スクールサポートスタッフ9名のほかに、もう一つの同じ支援事業ということで学習指導員ということで、こちらは教室に入れる指導員なんですけど、こちらも含めて9名ということで、18名の要望の事前要望というのが今現在しています。ただ、予算がつくかどうかについては国、県のほうの今後の動向になりますので、そういったものを活用しながら、できる限り先生方の負担軽減につなげるように我々は注視しながら要望を上げているというところでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 今の答弁にあったように、教室に入れて学習にも応援できると、言ってみれば、サポートティーチャーのような先生を9名配置するということが非常に大事な取組だというふうに思うので、ぜひこれは積極的に利府町に配置してほしいということを県に申し入

れてほしいなというふうに思います。

（3）に行きます。

前半の長期休業ということだと、3、4、5月です。3か月間のコロナ休業があったわけですが、そこで後れているというか、そこで勉強できなかった内容については、7月以降の授業の中で夏休みを短くしたり、あるいは、行事を少し減らしたり、それから冬休みも短くなるんでしょう、これ。冬休みを短くしたりということで、いろいろ苦戦しながら何とか今年度の授業内容を取り戻すと、しっかりとやり切るというようになるだろうという教育長の答弁だったわけですが、そういう形でいろいろ夏休み削ったり、冬休み削ったり、行事を削ったりして、授業のほうの時間をしっかりと整えるということに努力をしているということは、まあ、もちろん認めるわけですが、しかし、そこにだけ目が行っていると、非常にまずいというか、そこにだけ目が行っているだけじゃなくて、それに伴って、やっぱり子供たちがやっぱり楽しみにしていた夏休みとか冬休みとか、その楽しいはずの行事が短縮されたり、なくなったりということで、その分を勉強時間にされることや、あと授業時間も長くなる時もあるんでしょう。5時間授業が6時間とか、そういう形で授業時間がいつもより長くなるということで、この勉強の回復のために、いろいろ子供たちに対してやっぱり精神的な負担というのがかかっているのではないかなというふうに思うんですけれども、町としてそういう子供たちの心理的な負担のフォローといたしますか、そういう問題についてはどういうふうに考えているのかについて伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 今お話しあったように、長い休みがありましたので、これを取り戻すにはかなりの工夫と努力が必要になります。学校においては、今お話しされたように、授業指導時数の調整を行ったり、学校行事の工夫を行ったり、あるいは、夏休み、冬休みの日数を減らして授業日にしたりという対応になりました。そういった中で、教育委員会としては、校長会、教頭会などで教育長からもお話しされていますが、進度を消化するのみに目が奪われてしまうと、子供たちの学習の力が本当に身についているかどうか、それから、急ぐがあまりに見落としているものはないかどうか、そういった点にも十分配慮しながら、常に焦らずに計画的に今年度は進めていくよう指示しているところでございます。当然、子供たちにとってはこれまで楽しみにしていた大きな行事が削られたり、縮小されたりしているわけですので、それは学校の先生方も子供たちもいつもの年と違う感覚を持って今年度教育活動に取り組んでいると思います。教師も子供もそういったことを理解しながら、難しいことではありますけれども、

ゆっくり焦らずに、しかしながら計画性を持って、今年度3月まで教育活動を継続するよう指示しているところでございます。なお、学習の理解度、理解の度合い、定着度については、1月に町内一斉に町で学力調査を行いまして、子供たちが今年度どの程度学習が身につについて、今後どういった点が課題なのかということについて把握したいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 学習の後れを何とか取り戻すために一生懸命今やっているわけですがけれども、そういうことを進める中で、今、次長が言ったように、本当に学力が追いついていくのかとか、そういう問題もあるんですけれども、それと併せて、やっぱりその授業の問題だけじゃなくて、いろいろなコロナ対策によって子供たちのストレスというのは増えているというふうに思うんです。例えば、毎日マスクを着けさせられているわけです。私たちでもやっぱりマスクもうだんだんうっとうしくなるわけですがけれども、マスクを着けさせられて、そして、つまり友達顔も半分しか見えないとか、あるいは、先生の顔も半分しか見えないということもあります。それから、おしゃべりも、給食の時間はおしゃべりするなど、あるいは、小さな声、すごく小さな声で話をする。それも横向いてやるということとか、あと、給食もそういう会話もなかなか難しいし、あと、真正面を向かってみんなで食べなくてはならない。今までは向かい合って食べていたのが、今黒板を見ながら食べなくちゃいけないということで、非常にやっぱりいろんな面で精神的な負担が大きくなるというふうに思うんです。そういうことが続くと、学校に行きたくないなという子供たちも恐らくだんだん出てくると、不登校の問題にもつながってくるんですけれども、そういう点でいうと、この不登校の予防というか、前兆をしっかりと先生たちも見極めなければいけないというふうに思うんですけれども、そういう点についてはストレス解消といいますか、子供たちのそういう気持ちを解決するというためには、いろいろスクールソーシャルワーカーとか、ケースワーカーとかいますけれども、そういう人たちの協力を得ながらやらなくちゃいけないのかなというふうに思うんですけれども、町としての考えは、最後に伺います。ちょうどだね。まだ3分の2残っているんだけれども。

○議長（吉岡伸二郎君） では、最後、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 最後にお答え申し上げます。

土村議員の御質問は全くごもつともだと思えますし、各学校はそのことで大変苦勞しているというふうに感じています。特に注意しなければならないのは、子供たちの生活状況なんですけれども、家庭、保護者の環境が変わってくることによって、子供たちに影響を与えていないかどうかには十分注意しなさいと。やっぱり御家庭が仕事がなくなってしまうと、子

令和2年12月定例会会議録（12月8日火曜日分）

供たちに大きな影響を与えます。幸いといっちはあれなんですけれども、不登校児童生徒数が増えているわけではございません。ですから、各学校はそういった対策を含めながら、ただ学習を進めればよいという問題ではないというのは、もちろん校長はそのことは当然知っておりますし、その対策としていろいろ考えながら各校取り組んでいるのが現状でございます。

幸い学校の中でのコロナの感染はないということで、非常にそういった点では3密を避けながら指導しているんじゃないかなというふうに、そういった点では非常に学校に対しては安心しているところでございます。

なお、土村議員がお話したことについては、ごもっともなことです。さらに校長会、教頭会で指示して、十分注意するように、配慮していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、11番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は定刻より会議を開きますので御参集願います。

御苦労さまでした。

午後3時02分 散 会

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和2年12月8日

議 長

署名議員

署名議員